

令和2年第4回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年12月8日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第 3号 「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書」採択に関する請願
- 日程第 7 議案第 1号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 長南町附属機関設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 長南町郷土資料館及び長南町教育資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 長南町同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第14 議案第 8号 長南町第5次総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについて
- 日程第15 議案第 9号 令和2年度長南町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第16 議案第10号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第11号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(12名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	7番	森川剛典君
8番	大倉正幸君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員（1名）

6番 松野唱平君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	小高憲二君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	大塚猛君
生涯学習課長	風間俊人君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	山本裕喜
書記	関本和磨		

○副議長（岩瀬康陽君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ち、報告いたします。

議長、松野唱平君から、急性咽頭炎により治療中のため欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。
地方自治法第106条第1項の規定により、本日は副議長の私が議長の職務を行います。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係についてでございますが、全国的に第3波が押し寄せており、長生管内におきましても、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行に備えるべく、相談体制の構築に努めているところでございます。かかりつけ医、保健所等に電話相談をお願いしながら体制の拡充を図っておりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の制定2件、条例の一部改正4件、財産の取得1件、計画の承認1件、補正予算3件の合わせて11件の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまから令和2年第4回長南町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時02分）

◎開議の宣告

○副議長（岩瀬康陽君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（岩瀬康陽君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

10番 加藤喜男君

11番 丸 島 な か 君
を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第2、会期日程等の議会運営について、報告を求めます。
議会運営委員長、松崎剛忠君。

〔議会運営委員長 松崎剛忠君登壇〕

○議会運営委員長（松崎剛忠君） おはようございます。

ただいまご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月30日に委員会を開催し、令和2年第4回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定2件、条例の一部改正4件、財産の取得1件、第5次総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めること1件、補正予算3件の計11議案が議題とされております。

また、一般質問は8人の議員が行うことになっております。

当委員会といたしましては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日8日から10日の3日間とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付しております令和2年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日8日から10日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（岩瀬康陽君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日8日から10日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日、町長から議案11件の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。なお、受理した議案等につきましては、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は1件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました、令和2年9月分、10月分、11月分の例月出納検査結果、同法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和2年度の定期監査結果並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定における取組状況についてでございます。

国は、令和2年度末の過疎法の失効期限を見据え、有識者による過疎問題懇談会を開催し、過疎地域の要件や支援措置等について議論を進めております。

自由民主党過疎対策特別委員会においては、今後の過疎対策の基本的な考え方を9月に取りまとめ、今後は、仮称過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の案を軸として検討し、令和3年の通常国会に法案を議員立法として提出する見込みでございます。

過疎対策につきましては、昭和45年に議員立法により、第1次の過疎地域対策緊急措置法、第2次の過疎地域振興特別措置法、第3次の過疎地域活性化特別措置法、第4次の過疎地域自立促進特別措置法、そして、それぞれ10年間の時限立法として制定されてきました。

現行法は、平成12年4月1日施行、平成22年3月に6年間延長され、平成24年6月には東日本大震災の影響を踏まえ、さらに5年間延長され、本年度で失効を迎えることとなっております。第5次の新法につきましても、期間は10年間とすることを基本としていることから、過疎地域への支援策を引き続き享受するため、現在、町の次期の過疎計画作成に向け、国等の情報収集を積極的に行いながら準備を進めているような状況でございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○副議長（岩瀬康陽君） これで行政報告は終わりました。

◎請願第3号の上程、討論、採決

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第6、請願第3号 「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書」採択に関する請願を議題とします。

お諮りします。

請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（岩瀬康陽君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、請願第3号 「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書」採択に関する請願について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（岩瀬康陽君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号 「建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩瀬康陽君） 起立全員です。

請願第3号については、採択することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第11号の上程、説明

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第7、議案第1号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから、日程第17、議案第11号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第11号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございますが、本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が改正され、町議会議員選挙及び町長選挙の選挙公営制度の導入に伴い、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町附属機関設置条例の制定についてでございますが、本案は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、附属機関として置くべきと判断した委員会等の設置について、必要事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、議案第2号に関連する委員会等の追加及び削除などの整理を行うため、

条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地方税法の一部が改正され、令和3年1月1日から延滞金の割合の特例を定めた特例基準割合の名称等が変更されることに伴い、一部改正が必要な諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例、長南町介護保険条例、長南町後期高齢者医療に関する条例、長南町奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の4条例について、一括で改正をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町郷土資料館及び長南町教育資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第6号 長南町同和对策集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う附属機関の在り方の再整理により、長南町附属機関設置条例（案）との整合性を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 財産の取得についてでございますが、本案は、長南中学校タブレット端末の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号 長南町第5次総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについてでございますが、本案は、町の最上位計画となります長南町第5次総合計画について、長南町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、令和3年度から令和12年度までの10か年におけるまちづくりの指針となる第5次総合計画の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本案は、新型コロナウイルス感染症対応として、地方創生臨時交付金の第1次配分及び第2次配分の各事業の精算と、第3次配分に係る各事業費の追加を主に編成しております。

総務費では、庁舎等における感染症対策事業及び防災倉庫整備事業等の精算及びウェブ会議用ネットワーク構築業務委託料の追加を、民生費では、子育て世帯応援給付金の精算及び長南町介護サービス事業所・施設等職員慰労金の追加を、衛生費では、非接触型体温計配布事業の精算及び医療従事者慰労金の追加を、農林水産業費では、有害鳥獣駆除奨励金の追加を、商工費では、地域応援券発行事業及び事業継続支援事業給付金の精算を、土木費では、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の追加を、教育費では、小・中学校施設消毒・清掃業務委託料の精算及び公立学校情報機器整備事業授業支援ソフト購入費の追加が主な補正内容となっております。

歳入歳出それぞれに3,150万9,000円を追加し、予算の総額を54億7,448万5,000円にするものでございます。

次に、議案第10号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、介護給付費の増額に伴い増額するもので、歳入歳出それぞれに7,933万7,000円を追加し、予算の総額を11億3,819万5,000円にするものでございます。

次に、議案第11号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本案は、施設修繕料として、歳入歳出それぞれに65万1,000円を追加し、予算の総額を2億2,365万1,000円にするものでございます。

以上、議案第1号から議案第11号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、それぞれ担当課

長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号から議案第3号までの内容の説明を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

〔総務課長 三十尾成弘君登壇〕

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、議案第1号から議案第3号まで一括して内容の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定する。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の1ページ、併せまして議案書の2ページをご覧ください。

制定の趣旨でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町議会議員選挙及び町長選挙の選挙公営制度、選挙費用の一部を公費で負担するというものでございますが、それに伴いまして新たに条例を制定するものでございます。

次に、制定の内容でございますが、長南町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営、公費負担の拡大といたしまして、1点目、選挙運動用自動車の使用、2点目、選挙運動用ビラの作成、3点目といたしまして、選挙運動用ポスターの作成、以上の3点を対象とし、必要な事項を定めたものでございます。

議案書2ページの条文について要約して説明させていただきます。

第1条、趣旨につきましては、ただいま説明申し上げましたので省略させていただきます、第2条、選挙運動用自動車の使用の公費負担でございますが、長南町議会議員及び長南町長の選挙における候補者、以下、候補者ということで6万4,500円に、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日、無投票の場合は届出日のみとなります。までの日数を乗じた金額の範囲内で無料で使用することができるものです。ただし書といたしまして、候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定、公職の候補者に係る供託物の募集によりまして、長南町に帰属することとならない場合に限りです。

なお、今回の法改正によりまして、町議会議員選挙の供託金15万円ということが規定されております。

次に第3条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出でございますが、前条の規定の適用を受けようとする者は、道路交通法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者、今回事業者と言わせていただきます、その他の者との間において、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、長南町選挙管理委員会、以下、選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならないものです。

次に第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続でございますが、候補者、前条の届出をした者に限り、同条の契約に基づき、当該契約の相手方である事業者、その他の者、以下、事業者ということで、支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を支払うもので、3ページになります。第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該自動車等からの請求に基づき支払うものです。

第1号、当該契約が事業者との運送契約、以下、一般運送契約である場合、これについてはハイヤー契約と

ということになります。選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額、1日につき1台に限りませんが、公費負担の限度額は、各日について6万4,500円となります。

次に第2号、当該契約が一般運送契約以外の契約である場合、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める金額ですが、アといたしまして、当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合、レンタカー契約ということになります。選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額、1日につき1台ということで、公費負担の限度額は、各日について1万5,800円となります。次にイといたしまして、当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合でございますが、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金、公費負担の限度額は7,560円に選挙運動日数を乗じた金額となります。次にウとして、当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合でございますが、選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額、1日につき1人ということで、公費負担の限度額は各日につき1万2,500円になります。

4ページのほうをご覧くださいと思います。

第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定を、第6条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担、第7条においては、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出をそれぞれ規定しております。

次に第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続でございますが、1枚当たりの作成単価、限度額7円51銭に作成枚数を乗じて得た金額を、当該ビラの作業を業とする者からの請求に基づき、作成を業とする者に支払うものです。

次に第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を、5ページになります。第10条は選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を規定しています。

次に第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続でございますが、1枚当たりの作成単価525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を、ポスター掲示場の数で除して得た金額に、作成枚数、掲示場数ということになります。を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成を業とする者から、請求に基づき作成を業とする者に支払うものでございます。

次に第12条、委託でございますが、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めるものです。

附則といたしまして、第1項、施行期日のほうは、この条例は公職選挙法の一部を改正する法律の施行する日から施行するものです。

第2項といたしまして、適用区分、この条例は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の期日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものでございます。

次に、議案書6ページをお願いいたします。

議案第2号 長南町附属機関設置条例の制定について。

長南町附属機関設置条例を次のように制定する。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の2ページ、併せまして議案書7ページをご覧くださいと思います。

制定の趣旨でございますが、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴いまして、特別職、非常勤の再整

理が必要となり、現在要綱等で設置されている委員会のうち、職務内容や調査や審査、建議機能を有している等を勘案し、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、附属機関として置くべきと判断した委員会等の設置について、必要な事項を定めるために新たに条例を制定するものでございます。

次に、制定の内容でございますが、附属機関設置条例の中に、1つ目といたしまして、長南町予防接種健康被害調査委員会、2点目、長南町構造政策推進会議、3件目が長南町「人・農地プラン」検討委員会、4つ目につきまして、長南町教育支援委員会、この4つの委員会等を位置づけるものでございます。

議案書7ページになります。

条文につきまして、要約して説明させていただきます。

第1条、趣旨でございますが、この条例は、法律若しくは他の条例に定めるもののほか、地方自治法の規定に基づき、町の執行機関に関する附属機関に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に第2条、設置から第5条、委員の任期でございますが、議案書8ページ、9ページをお願いいたします。

別表第1、町長の附属機関といたしまして、初めに、長南町予防接種健康被害調査委員会、所掌事務としては、町が行う予防接種に関連して発生した事故に関する事、委員の定数は6人以内、委員の任期は2年と規定しています。

次に、長南町構造政策推進会議でございますが、農業振興地域整備計画の策定、または変更に関する事など8つの事項について調査、審議することとなっており、定数は17人以内、任期は2年と規定しております。

次に、長南町「人・農地プラン」検討委員会でございますが、地域農業の将来の在り方を記載した「人・農地プラン」の原案について調査、審議するもので、定員は10人以内、任期は2年と規定されております。

続きまして、別表第2、教育委員会の附属機関でございますが、長南町教育支援委員会所掌事務といたしまして、障害のある児童及び生徒の就学、その他必要と認める事項について調査審議をするもので、委員の定数は20人以内、委員の任期は1年と規定しております。

次に、第6条では守秘義務を、第7条は部会等について定めております。

次に第8条、委任でございますが、この条例に定めているもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は規則で定めるものです。

附則といたしまして、第1条施行期日、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、町長は、教育委員会が定めるところにより置かれている委員会、その他の合議制の機関及びその他の委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものです。

第2項といたしましては、前項に規定する委員、その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなすものです。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料3ページ、併せまして議案書11ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴いまして、特別職非常勤の再整理が必要となり、長南町附属機関設置条例の制定に合わせまして、本条例中の別表第1、別表第2について、追加及び削除などの整理を行うために、条例の一部を改正するものです。

次に、改正の内容でございますが、追加するものとしたしまして、議案第2号の長南町附属機関設置条例の制定に係ります予防接種健康被害調査委員会、構造政策推進会議、「人・農地プラン」検討委員会、教育支援委員会の4つの委員会等と、青少年問題協議会を合わせた5つの委員会等となります。

削除するものとしたしましては、非常勤講師、2番目としたしまして、仮称渡邊辰五郎記念館、基本計画検討委員会の委員会等になります。

議案書11ページになります。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を次のように改正するもので、別表第1及び別表第2を次のように改めるものです。

別表第1、第2条関係、報酬の額でございますが、追加及び削除などの整理を行ったものです。

次に14ページ、別表第2、第3条関係の旅費の額でございますが、別表第1と同じく、追加及び削除などの整理を行うものです。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料4ページから12ページまで、新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

大変雑駁な説明でございましたが、以上で議案第1号から第3号までの説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第1号から議案第3号までの内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第4号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

議案第4号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書18ページをお開き願います。あわせて、内容の説明につきましては、参考資料の13ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、延滞金の割合の特例を定

めた特例基準割合の名称等が変更され、分担金、使用料、手数料等の諸収入、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び奨学資金貸付金に係る返済金に係る延滞金の割合の特例について、関係する4つの条例の一部改正を一括して行い、規定を整備するものでございます。

2の改正の内容でございますが、第1条では、諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

内容といたしましては、特例基準割合の名称変更に伴いまして、延滞金特例基準割合に改め、延滞金特例基準割合の計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたため、文言の整理を行い、延滞金の割合の特例に係る算出方法について、地方税法に倣った内容に改めるものでございます。

参考資料の15ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条では、諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の特例基準割合の名称変更及び貸付割合の文言の整理、延滞金の割合の特例に係る算出方法について改めることから、附則第3項中、「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合に年7.3」を「に規定する平均貸付割合をいう。）に年1」に改め、「割合をいう。」の次に「以下、この項において同じ。」を加え、「14.6パーセントの割合に満たない」を「7.3パーセントの割合に満たない」に改め、「（以下、この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における当該特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改め、「（当該加算した割合が年14.6パーセントの割合を超える場合には、年14.6パーセントの割合）を削るものです。

第2条の長南町介護保険条例の一部改正、第3条の長南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第4条の長南町奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正につきましては、特例基準割合の名称変更及び貸付割合の文言の整理を、第1条と同様の改正をしようとするものでございます。

議案書19ページの附則になりますが、第1項で施行期日を令和3年1月1日からとするものです。

第2項の経過措置ですが、第1条、第2条、第3条、第4条の各規定による改正後の附則につきましては、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第4号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号及び議案第6号の内容の説明を求めます。

生涯学習課長、風間俊人君。

〔生涯学習課長 風間俊人君登壇〕

○生涯学習課長（風間俊人君） それでは、議案第5号及び議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

議案第5号 長南町郷土資料館及び長南町教育資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町郷土資料館及び長南町教育資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和2年12月8日、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の20ページをご覧ください。

参考資料1、改正の趣旨でございますが、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴う地方自治体の附属機関の在り方の再整理により、制定を予定している長南町附属機関設置条例との整合性を図るための一部改正でございます。

参考資料2、改正の内容でございますが、第5条に所掌事務及び会長等や会議の議事に関する規定を追加し、併せて同条の項目整理、語句の修正を行います。

それでは、議案書21ページ及び参考資料21ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

まず、第5条1項中「長南町郷土資料館運営協議会、長南町教育資料館運営協議会」の「、」の箇所を「及び」に改めます。

次に、運営協議会の所掌事務として「運営協議会は、教育委員会の諮問に応じ、資料館の管理運営に関する重要事項を審議し答申する」という一文を2項として加えます。これに伴い、現行の2項を3項に繰り下げ、併せて「委員は」の後に「、」を加えます。

次に、4項に「長南町文化財の保護に関する条例第26条及び第27条の規定は、運営協議会の運営について準用する」という一文を加え、会長等や会議の議事に関する規定といたします。

続きまして、議案第6号 長南町同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容をご説明申し上げます。

議案書22ページをお開きください。

議案第6号 長南町同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の22ページをご覧ください。

参考資料1、改正の趣旨でございますが、議案第5号同様、制定を予定している長南町附属機関設置条例との整合性を図るための一部改正でございます。

参考資料2、改正の内容でございますが、第5条に「所掌事務に関する規定」を追加し、併せて同条の項目整理、字句の修正を行います。

それでは、議案書23ページ及び参考資料23ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

まず、第5条の見出しを「（同和対策集会所運営委員会）」に改め、次に同条第1項中の「おく」を平仮名から漢字に改め、次に、所掌事務として「委員会は、教育委員会の諮問に応じ、集会所の管理運営に関する重要事項を審議し、答申する。」という一文を2項として加えます。これに伴い、現行の2項を3項に繰り下げ、併せて「前項の」の部分を削除。それと、「8名とし」の後に「、」を加えます。

次に、現行の3項を4項に繰り下げ、併せて「2年とし」の後に「、」を加えます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第5号及び議案第6号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第5号及び議案第6号の内容の説明が終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第7号 財産の取得について内容の説明を申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

議案第7号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

まず、取得の目的でございますけれども、国の推し進めるGIGAスクール構想の実現に向けて、児童・生徒1人に1台のタブレット端末を整備することに伴い、平成29年度に、小学校では1人1台のタブレット端末は既に整備済みであり、本調達においては中学校のタブレット端末を購入するものでございます。

取得する財産につきましては、長南中学校タブレット端末165台、契約の方法につきましては随意契約で、その理由といたしましては、調達した端末を既設のネットワーク環境に即した設定へと整備し、既設環境上において円滑に利用することが必須であるため、当該施設のネットワーク環境及び機器構成の配備、設定情報を熟知している必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき及び長南町財務規則第142条第1項第1号、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときに基づき、1者から見積りを徴したものでございます。

取得価格は1,332万9,800円でございます。内訳といたしましては、製品代金1,117万6,000円、導入諸経費215万3,800円でございます。

契約の相手方につきましては、千葉県千葉市中央区富士見二丁目20番1号、株式会社日立システムズ千葉支店、千葉支店長、児玉 学でございます。

タブレット端末でございますが、参考資料の24ページをお願いいたします。

GIGAスクール構想学習者用端末標準仕様準拠モデルとなっております。ウインドウズ10、2020年5月アップデート対応型で、QRコードリーダー標準対応モデル富士通10.1型ワイド防滴・防じんタブレットARROWS Tab Q5010/EEGでございます。なお、株式会社日立システムズ千葉支店とは、令和2年11月24日に仮契約を締結してございます。議会の議決があった日から効力を生ずるものとなり、本契約締結となります。

大変雑駁ですが、以上で議案第7号財産の取得についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第7号の内容の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時15分を予定しております。

（午前 9時58分）

○副議長（岩瀬康陽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○副議長（岩瀬康陽君） 議案第8号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第8号 長南町第5次総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについて内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが議案書25ページをお開きください。

議案第8号 長南町第5次総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについて。

長南町議会の議会に付すべき事件に関する条例第2条第1項の規定により、本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長南町第5次総合計画の基本構想及び前期基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、策定の経緯についてご説明をさせていただきたいと思います。

策定につきましては、今まで、総合計画は地方自治法第2条第4項で総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけされておりましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務が撤廃されたこと及びこれに関することにつき議会の議決を経るか否かについては、町独自の判断に委ねられました。

平成23年5月2日付総務大臣通知では、基本構想に関する規定が削除されたことに伴い、改正法施行後も地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村が、その自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であるとの通知がなされ、長南町では、平成28年3月に長南町議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正を行い、第2条第1号に議会の議決に付すべき事件として、基本構想及び前期基本計画を策定することについて、議会の議決を経る内容を追加する条例の一部改正を実施したところでございます。

総合計画の編成につきましては、昭和45年度から昭和59年度までの15年間となる第1次の長南町総合開発計画、次に、昭和60年から平成12年までの15年間となる第2次の長南町新総合計画、平成13年度から平成22年度までの10か年の第3次総合計画、平成23年度から平成32年度、本年度までの10か年計画が現在の第4次総合計画となります。

今回の策定趣旨は、本町は平成23年度から令和2年度までの10か年となる長南町第4次総合計画が終了することから、町の行政運営の指針となる最上位の計画書と位置づけ、人口減少、少子高齢化の急速な進行や、空き家の増加、大規模災害、公共施設等の老朽化対策、コロナ対策、情報化社会など、町を取り巻く社会・経済対策などの変化に迅速かつ的確に対応するため、令和3年度から令和12年度までの10か年計画となる長南町第5次総合計画を策定するものでございます。

別冊をご覧いただきたいと思います。

それでは、第1編、序論、1ページから30ページについて、ここにつきましては総合計画の概要、長南町の

現状、住民の意識調査及び町の特性と主要課題としてまとめてございます。今までの3回に及ぶ全員協議会の開催をして説明してきましたので、第1編、序論の箇所は割愛させていただきます。

それでは、次に31ページをお願いします。

ここからは、第2編、基本構想の部分となり、31ページから44ページにわたり記述させていただいております。

第1章のまちづくりの目標、第2章の将来フレーム、第3章の関連計画との整合性、第4章、SDGsとの調和、第5章、広域連携、第6章、施策体系の構成となっております。

最初に、今回の第5次総合計画の特徴点を5点ほど説明させていただきたいと思っております。

1点目は、町の主要課題を明確にした主要課題6本、25ページから29ページにわたり、人口減少、少子高齢化。2点目として、雇用の確保。3点目に農業の担い手不足。4点目に地域公共交通の交通網の維持、利便性の向上。5点目に公共施設、インフラの老朽化。6点目が財政基盤の強化でございます。

この先10年をどんな施策に集中して力を入れて、計画達成に向かうかを分かりやすく狙いとして定めたものでございます。

2点目として、主要な課題6本を認識した上で、重点プロジェクト4本を設定しました。

46ページ、47ページの見開きとなっております。

総合戦略と整合させながら、分野の異なる施策を横断的、一体的に実施することで、取組の効果を高めていくものといたしました。

次に、横断的な目標設定として、2つの目標を48ページに記載してございます。

総合計画の位置づけと同等に匹敵する国土強靱化地域合同計画も踏まえた中で、地球温暖化傾向にある気候変動に関し、昨年度の大規模な自然災害、地震等を考慮し、また、世界的な感染症被害の対応など、社会的動向、情勢を十分配慮しながら考察していくことが重要である点を鑑み、横断目標を設定いたしました。

次、4点目につきましては、39ページ、40ページに記載してございます。各課の個別計画書の表記でございます。主要施策ごとを各課が所管する個別計画書を明確に表記し、新総合計画を基盤とし、前期基本計画や、3か年実施計画の実効性を高めていくための根拠を明示したものでございます。

5点目といたしまして、SDGsの理念及び概念の導入と調和を41ページ、42ページに記載してございます。時代の潮流に乗った形で、SDGsの理念及び概念を取り入れ、調和させました。基本方針ごとに、17目標のアイコンをそれぞれ該当する箇所に記載したところでございます。

平成27年の国連サミットでこれは採択され、令和12年を期限とする国際社会全体の開発目標でございます。持続可能な世界を実現するための17の目標で構成されており、誰一人取り残さないことを目的とするものでございます。

我が国においては、平成29年に閣議決定された国のまち・ひと・しごと総合戦略において、SDGsの推進は地方創生に資するものとされております。本町においても、新総合計画の策定に当たっては、この観点を重要視し、SDGsの理念と、本町の実情に合った施策の推進をうたうこととしたものでございます。

それでは、第2編の基本構想の部分となる31ページをお開きください。

第1章、まちづくりの目標でございます。

市の将来像ですが、「人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる 「ただいま、おかえり」心のふるさと 長南」と位置づけました。これは、これからの未来の長南町にとって、人を大事に愛し、人々や地域とのつながりを大切にし、次世代につなげる目標を明確にして、「ただいま、おかえり」という声かけの心のふるさと長南を若い世代に響くようなキャッチフレーズとしたものです。進学や就職で転出して、そのまま都会に定住してしまう若者の心に訴えるような表現を盛り込みました。

次、2の基本理念ですが、将来像を現実のものとするため、3つの基本理念を掲げております。

1、豊かな自然・里山と調和したまちづくり。2、快適な生活環境で健康なまちづくり。3、心あたたかい交流で活気あふれるまちづくりと、この3つを基本理念といたしました。

次に、32ページをお開きください。

3の基本方針ですが、町の将来像、まちづくりの基本理念に基づいて、各分野の施策の基本方針、テーマをここで定めております。

まず、1の基盤整備では、社会基盤の充実したまちをテーマにしております。2の産業・雇用・地域活性化では、活力とにぎわいにあふれたまちをテーマとして、まちづくりを推進していきます。3の生活環境では、自然と調和した暮らしやすいまちといたしました。4の保健・福祉では、だれもが健康で元気に暮らせるまちとし、5の教育・体育・文化では、豊かな心を育み生きる力を学べるまちとし、6の行政・協働では、安心・安全に暮らせる町民との協働によるまちを施策の基本方針としました。これらまちづくりの基本理念の下で将来像を実現するために、この基本方針を6つに整理して施策を推進していくために、論点を整理して記載しております。

次に、34ページをお願いします。

第2章、将来フレームの1の人口目標でございます。

(1)の人口ビジョンの現状につきましては、平成27年に第1期総合戦略の策定と併せて推計を行いました。国勢調査人口を基にした社会保障・人口問題研究所、通称社人研の推計では、2020年には約7,680人、2030年には約6,384人という推計でしたが、5年後の最新の社人研推計では、表の下から2行目の箇所をご覧くださいと思いますが、2030年には5,913人の約23%減、2040年には4,509人の約30パーセント減となっております。

36ページをお願いします。

(2)の人口目標の設定につきましては、第1期の人口ビジョン目標よりも、第2期の人口ビジョン目標は、人口減少がより加速する予測となっております。国の総合戦略では、2040年の合計特殊出生率1.8を目標としておりますが、長南町の合計特殊出生率は、最新のデータ、2018年では、35ページ中段の表でございますが、合計特殊出生率にありますように1.11で、国の設定値1.8とは大きくかけ離れております。今回新たに策定する長南町の第2期人口ビジョンでは、町の実情を捉えて、より現実的な目標を設定する考え方として、独自推計を算出しました。目標設定に使用した要素としては、10年後の2030年の合計特殊出生率を直近の県平均である1.34、また、転出・転入の社会移動、社会動態についても、35ページの下表にあるように、ここ数年波がありますが、平均では60人ほどの減少で推移しているところ、2030年には、マイナス10人以下を目標とし、10年後の2030年の推計値では、34ページの表の一番下の下段にあるように、5,988人、約6,000人、20年後の2040

年には4,613人、約4,600人と推計したところです。したがって、この10年先の令和12年、2030年の人口目標は、36ページにお示ししたとおり6,000人と設定いたしました。

次に、37ページをお願いします。

2の交流人口です。人口増にこだわり過ぎると、限られた人口の争奪戦が繰り返されることになり、近隣市町村同士、都市間で激化し、行政サービスの競い合いの結果、過度のサービス提供や公共施設の整備過多などによる無駄が生じる可能性がございます。今後、市町村同士、都市同士、都市と農村の連携を強化し、相互交流によって、都市と農村の相互間におけるメリットを共有し、補完し合い、活力ある地域社会をつくっていく必要があります。これからのまちづくりは、大きさを競い合うのではなく、住民一人一人の幸せ、豊かさの向上を目指し、地域資源を有効に活用しながら、次世代にバトンをつなげていくことが重要となっております。

そこで、目標人口に加え、目標交流人口を設定し、当面は交流人口を増加させることにより、活気のある町を目指してまいります。現在、2020年の交流人口を1日当たり3,641人と定義しました。町では、圏央道の整備効果を最大限に生かし、物流機能の充実や、産業振興による雇用の創出、観光資源のPR、交流施設、地域資源の魅力向上、新しい交通体系の整備などにより、目標交流人口を1日当たり4,200人と設定させていただいたところでございます。

次に、38ページをご覧くださいと思います。

3の関係人口ですが、今回は、国、総務省の提唱する関係人口の概念も総合計画に記載させていただきました。関係人口につきましては、特に目標人口などは設定してございません。関係人口は、定住人口と交流人口の間のゾーンに概念として位置づけされており、多種多様な人材が地域づくりに参加するなど、行き来する者、地域内にルーツのある者、何らかの関わり合いがある者など不特定多数になることから、関係人口の定義のみの掲載とさせていただきました。

39ページから40ページをご覧くださいと思います。

第3章の関連計画との整合です。今回は、特筆すべき各課で所管している個別計画書を明確に記載してございます。全体で47本の計画書となっており、本町の各分野で推進していく個別計画についても、施策の方向性や主要設定において、でき得る限り設定し、本計画との整合性を図り、一体的な施策推進と進捗管理を行ってまいります。

41ページから42ページをご覧くださいと思います。

第4章のSDGsとの調和です。

今回は、前期基本計画の6本の基本方針の柱と、施策ごとのSDGsのアイコンを記載してございます。その理由として、国、地方公共団体にとって行政を展開・実施していく様々な取組に、経済、社会及び環境の統合的向上などの様子を最大限に発揮することが重要であるとされております。したがって、持続可能なまちづくりや、地域活性化に向けて取組を推進するSDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や、課題解決の加速化の相乗効果に期待でき、地方創生、言えば活気のあるまちづくりにもつながる総合計画や総合戦略、各種計画書がうまくマッチングしていきます。

ちなみに、国の持続可能な開発目標、SDGsの実施指針においては、国は各計画書や戦略、方針の策定や

改定に当たっては、SDGsを主流化することとされているので、各地方自治体もそれに準じて策定している現状の状況下でございます。

このような全国的な状況の推移から、各地方公共団体においては全体の動きとして、このような流れになっていきつつございます。

次に、43ページから44ページをご覧いただきたいと思います。

第5章として広域連携の内容を記載し、第6章として、施策体系の模式図を記載してございます。これは、将来像の実現に向けて、基本理念に沿って施策を推進していく内容となっております。今回は、前期基本計画における6つの基本方針に、それぞれ属する分野別施策から、今後のまちづくりにおける、特に重要となる人口減少対策と地域活性化施策を抽出し、重点プロジェクト4本を設定し、串刺しの上位に位置づけた模式図となっております。

この重点プロジェクトは、人口減少社会においても町を活性化させる取組を推進していく考えから、具体的な事業内容は、第2期長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも記述するものとします。

次に、第3編、前期基本計画の箇所に入っていきたいと思います。

50ページから53ページをお願いします。

第2章の分野別政策については、要約や抽出しながらの説明とさせていただきたいと思います。

指標の数は、全部で54個の指標を設定し、各基本方針ごとに指標を設定してございます。

基本方針1、社会基盤の充実したまち（基盤整備）では、圏央道の整備効果を活用した広域的な交流促進と、利便性を高める道路、高速バスなどによる交通網の充実を図り、安全で安心なインフラ整備を図り、快適で魅力的な長南町を目指していきます。

施策1の持続可能な土地利用とインフラ整備では、町全域を視野に入れ、適正かつ合理的な土地利用を図っていきます。農地を含めた土地利用、公有地の有効活用、安全なインフラ整備に努めてまいります。

施策2、公共交通網の利便性向上では、令和5年度に策定予定の地域公共交通計画に基づき、今後の高齢者の増加に伴う自動車免許の自主返納等の状況等も考慮し、従来取り組んできた公共サービスに加え、スクールバスや福祉輸送、病院、商業施設などの送迎サービスを含め、また、巡回バスの近隣市町村との広域連携も視野に入れるなど、地域のあらゆる交通体系網及び移動手段を視野に入れた取組を目指していきます。

54ページから56ページをお願いします。

施策3、住環境の整備では、木造住宅に係る耐震診断への補助事業や、住宅のリフォームに係る補助事業を通じて生活環境の向上を図り、定住の促進や、町内産業の活性化といった副次的な効果を見込みながら支援に取り組めます。

適正に管理されていない空き家等については、今後、空き家対策計画を策定し、管理不全な空き家の対策と空き家の活用、両側面から取り組んでまいります。

施策4、情報通信基盤の整備では、Society5.0の時代に向けて、高速データ通信網の基盤整備など、利用環境の充実を図るとともに、この通信インフラを生かし、住民サービスの向上を図るため、IoT、ビッグデータやAIなど、情報通信技術の発展への対応を視野に入れ、災害や感染症にも対応した幅広い分野での可能性を模索して取り組んでまいります。

57ページから59ページをお願いします。

基本方針2、活力と賑わいあふれたまちでは、本町の農林業、商工業、観光などの各種産業、事業がお互いに連携し、首都圏との2拠点施設をにらんだ町外との情報通信技術の構築も視野に入れながら、活気のある長南町を目指します。

施策1の農林業の振興では、本町の農業基盤整備の面で、令和2年6月に施行された特定地域づくり事業推進法を中心に、都市から過疎地域に移り住む若者の定着を後押しする施策であることから、この新しい取組を積極的に活用し、人材を確保していきます。

また、全農家参加型農業を推進する考え方で、地域のリーダーとなる認定農業者の育成や、集落営農組織づくりを進めるとともに、農産物の魅力向上、6次産業化、有害鳥獣対策にも継続的に取り組みます。

森林については、公益的機能や多面的機能の維持、観光資源のアクティビティーなど、様々な観点から森林資源の利用を支援します。

60ページから61ページをお願いします。

施策2、商工業の振興では、町内の商工業事業者に対し、事業継承、事業継続に対する支援を検討するとともに、町内消費者の拡大を図るため、各種イベントで商工会と連携するなど、地域に根差した取組を推進します。また、新規事業者の誘致について、町有地を活用した企業誘致や空き家・空き店舗を活用した企業、サテライトオフィスによるリモートワークの推進など、新しい視点から新規参入事業者を誘致するとともに、雇用創出に取り組みます。

62ページから63ページをお願いします。

施策3、観光の振興では、既存の観光資源については、観光客の情報収集手段として欠かせないSNSを活用し、笠森寺を代表とする神社仏閣や、里山の原風景を満喫できる野見金公園など、魅力ある情報発信を強化します。

これらの観光資源は、外国人旅行者にとっても魅力的な観光資源であり、成田空港や羽田空港の良好な交通アクセスも強みと捉え、インバウンドも含めた様々な地域から誘客するため、積極的な観光プロモーションに取り組みます。

近年、町内に増加してきたカフェ、宿泊施設は古民家や廃校をリノベーションした特徴的建物であることや、多様な飲食のメニューなど、それぞれ特色があることから、新しい長南町の魅力として積極的に情報を発信していきます。

64ページから65ページをお願いします。

施策4の移住・定住、関係人口の増進では、若者世代の移住・定住促進及び流出抑止のために取り組んでいる住宅奨励金交付事業については、引き続き実施してまいります。

また、今後は都市部からの移住希望者の受皿となる土地や住居を確保するため、空き家・空き店舗・空き地の有効活用に向け、物件の掘り起こしに重点的に取り組み、リモートワークなどによる仕事と田舎暮らしの両立など、新しい生活スタイルの実現を目指します。

観光、商工業の振興による元気なまちづくりや、安心・安全で快適な住環境や子育ての環境の充実による暮らしやすいまちづくりなど、施策を横断的に転換することで、交流人口から定住人口につなげ、関係人口も増

加するよう全庁一体となって取り組みます。

66ページから71ページをお願いします。

基本方針3、自然と調和した暮らしやすいまちでは、本町の豊かな自然は、産業、雇用、地域活性化の面において大きな地域資源となります。この地域資源を守りつつ、環境保全を通じて、自然と調和した暮らしやすい町を、新しい長南町の可能性と発展を目指してまいります。

施策1、自然環境の保全では、本町において受け継がれてきた自然と環境と調和した暮らしは、都会では得られない本町のよさであり、美しい緑と水を後世に残すため、行政はもとより、一人一人が意識を持って取り組んでいかなければなりません。そのため、自然環境の保全や、不法投棄の防止等、行政が主導的な立場となって、事業者、住民への意識啓発をはじめとした活動に取り組みます。

施策2、上下水道、ガス施設の維持管理では、衛生的かつ文化的な暮らしを維持するため、下水道については農業集落排水事業における管路や処理施設の適切な維持管理に努めるほか、発生汚泥から生産される有機肥料の有効活用を目指し、事業を推進してまいります。同時に、農業集落排水の区域外においては、生活雑排水の適正な放流に寄与するため、合併浄化槽の設置を推進します。

ガス事業については、供用開始から45年が経過しているため、従前に引き続き、経年管の改善に取り組み、安定的な供給を確保できるよう努めます。

施策3の循環型社会の推進では、環境の保全や公害の防止に向けた取組を推進するほか、食品ロス削減活動の推進など、暮らしの中で取り組むことのできるエコ対策の啓発等に努め、地球温暖化対策への取組としては、自然エネルギーを活用した循環型社会の推進を図ってまいります。

72ページから80ページをお願いします。

基本方針4、だれもが健康で元気に暮らせるまちでは、町民が健康な状態を保ち、社会の担い手として、いつまでも生き生きと活躍でき、住み慣れた家庭や地域で元気に暮らせる長南町を目指します。

施策1の健康づくりの推進では、住民の健康増進は、単に個人の暮らしを豊かにするだけでなく、医療費の抑制にもつながることから、持続可能な行政の観点から重要な課題となっております。

令和元年度から開始したちよな丸ポイント事業を通じて各種検診の受診率の向上を図ります。また、定住促進の観点からも子育ての環境の整備は重要であり、幼少期から切れ目のない支援を実施し、子供から大人まで健康的な暮らしを実践できるよう取り組んでまいります。

施策2の医療体制の充実と社会保障制度の健全化では、千葉県の保健医療計画における地域医療構想の方向性を踏まえながら、地域に根差した医療について、茂原市、長生郡医師会と協議を重ねていきます。

社会保障制度については、広域的な運営の移行が進む中、KDBシステムを活用した生活習慣の予防や、健康づくりの一環としてのフレイル予防、認知症予防事業など、地域に必要な保健事業を検討・提供することにより、適切な運営を図ります。

施策3、子育て支援の推進では、共働き世帯の増加を背景に、保育をはじめとした子育て支援のニーズが高まっております。核家族化にも対応した子育て支援や定住促進の面から、これに添えていく必要があります。未就学期については、孤立しない子育てを目的とした子育て交流館の事業や、町立の保育サービスにおける適切な受入れを通じた支援を行ってまいります。

学齢期にあつては、スクールバスによる送迎、児童クラブでの受入れにより、子育て世帯の就労をサポートしつつ、給食費等につながる経済的支援を検討するなど、子供たちが健やかな育ちを享受できるよう事業を推進していきます。

施策4、高齢者福祉・障がい者福祉の増進では、介護予防事業のほか、介護が必要となった場合でも住み慣れた家で暮らせるよう、在宅介護サービスをはじめとした生活に寄り添った各種の支援を推進していきます。

また、障害を持つ方についても、それぞれの障害に応じた暮らしをこの地域で営んでいけるよう支援を行ってまいります。

施策5、地域福祉の推進では、子供、高齢者、障害者、生活困窮者等、様々な理由によって困難を抱える方が生きがいや役割を持って、その人らしく暮らしていけるよう、民生委員、児童委員を中心として、見守り活動、協力事業者などの関係機関との連携や地域住民の意識向上などを地域で支える地域づくりを推進してまいります。

82ページから87ページをお願いします。

基本方針5、豊かな心を育み生きる力を学べるまちでは、生涯にわたり、自己を高めようとする住民の意識等に対応した、芸術、文化活動、生涯学習、体育、スポーツの活動の積極的な展開を図ります。

また、将来、町を担う子供たちが心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを持ち続けられる大人に育つ長南町を目指してまいります。

施策1の学校教育の充実では、小・中一貫型教育により、子供一人一人の課題に対応しながら、義務教育9年間の学びの連続性を確保し、基礎的な知識や技能を習得させ、確かな学力、生きる力を育てる教育を推進します。

また、コミュニティスクールにより、保護者や地域住民とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映し、協働しながら子供たちの成長を支える、地域とともにある学校づくりを推進することにより、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

不登校・いじめ対策としては、未然防止、早期発見に努め、個人に応じた分かりやすい事業を行い、児童・生徒の理解を深めるとともに、生徒の指導の充実を図ります。

施策2、生涯学習の推進では、子供から大人まで、住民が生涯にわたって地域に根差した学びを高められるよう取り組むとともに、住民の学びと交流の場となる拠点づくりを進めていきます。

また、講座メニューの多様化や、町の特色を生かした体験の機会を取り入れ、幅広い世代が学べる生涯学習体制を構築します。

施策3、スポーツの推進では、スポーツ協会及びスポーツ推進委員会を中心として、住民の健康を増進するスポーツ活動を推進するとともに、安心・安全なスポーツ環境の充実に取り組みます。

施策4、歴史・文化の継承と振興では、本町の歴史・文化を将来に継承していくため、歴史遺産、文化財の保存活用を図ります。また、文化施設を維持・管理するとともに、住民が芸術・文化に親しむ機会を創出します。

88ページから95ページをお願いします。

基本方針6、安心・安全に暮らせる町民との協働による町では、住民協働の精神によるパトロール活動など

による安心・安全な環境整備の促進を進め、国土強靱化地域合同計画による、防災・減災を常に念頭に置きながら、災害に対処した生活面の安全性を高めるなど、強靱なまちづくりを目指します。

施策1、住民協働の推進では、行政と地域等の間で問題意識や課題を共有し、解決を図るため積極的な行政情報の発信や意見交換の機会を設け、大規模事業や地域への影響が大きい施策・事業を展開していく場合は、地域との対話と協調を常に念頭に置きながら実施していきます。

町が取り組む各種施策に対する個別計画書は、施策方針の重要な位置づけとなることから、パブリックコメントや議会等への丁寧な説明・報告等に努めていきます。

施策2、防災・防犯・交通安全の推進では、台風や地震などによる激甚災害の際には、行政の支援に限界があるため、日頃から住民・地域の防災意識の啓発や訓練等を通じ、避難行動の定着を図ります。

災害時の防災拠点となる役場庁舎については、平常時に効率的に業務を遂行でき、災害時にもその機能を維持して業務が継続できる施設の建設を進めます。

停電対策としては、民間企業との連携を視野に入れながら、太陽光発電や蓄電池などの再生可能エネルギーによる分散型電源の導入に取り組むと同時に、町営ガスを活用した発電設備の導入についても検討します。

また、国土強靱化地域合同計画に基づき、人命の保護、町民の財産や公共施設等に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興を目指し、安心して暮らせる強靱なまちづくりを推進します。

防犯や交通安全については関係機関との連携を十分に図り、交通事故や犯罪を未然に防ぐため、継続的に住民の意識啓発に取り組みます。

施策3、男女共同参画の推進では、男女共同参画社会基本法だけでなく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村計画としても位置づけていることから、この計画書に基づきまして4つの基本目標、男女共同参画社会の実現に向けた基礎づくり、2、あらゆる分野での男女共同参画の実現、3、健康で安心・安全な社会づくり、4、誰もが輝く環境づくりに基づき、男女共同参画の意識づくり、ワークライフバランスの推進、あらゆる暴力の根絶と人権の尊重及び女性活躍の推進を図っていきます。

施策4、行財政の健全運営では、定員適正化計画に基づき、実情に見合った職員定数を確保し、職員研修の充実等により、人材育成を強化して、職員一人一人の資質向上や意識改革に取り組むとともに、政策目標の達成に必要な組織体制を構築します。

また、限りある財源では、持続可能な行財政運営に取り組むため、事務事業の必要性や優先順位を見極めながら、事務事業の見直しや統廃合、民間委託等を推進し、効率的で持続可能な行財政運営に取り組みます。

以上が第5次総合計画の基本構想及び前期基本計画となります。大変雑駁な説明となりましたが、どうぞご審議賜り、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説

明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次配分、第2次配分に係る事務事業の精算及び第3次配分に係る事務事業費の追加が主な内容となっております。

議案書の26ページをお開きください。

議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算について。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開きください。

平成2年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,448万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

変更でございますが、過疎対策事業では、50万円増の5,080万円ですが、内訳につきましては、第一宮前橋等の橋梁修繕工事において事業の見直しに伴い、町負担分の協議予定額を50万円増の230万円とし、借入額5,030万円を5,080万円にするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

2款総務費は52万2,000円の追加でございます。

1項総務管理費は7万5,000円の追加となります。

5目財産管理費でございますが、12節委託料で、ウェブ会議用ネットワーク構築業務委託料327万8,000円を追加するものです。これは第1会議室、第6会議室及び応接室をウェブ会議用に対応するものでございます。

17節備品購入費で、町バスのべにばな号におきまして、E T C及びE T Cプリンターを取り付けるための庁用車備品購入費として11万8,000円を、ウェブ会議用端末、パソコン3台及びLANケーブル等の備品購入費106万7,000円、合わせて118万5,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次配分において実施いたしました庁舎内等における感染症対策事業の精算として22万2,000円を減額し、ウェブ会議用ネットワーク構築に係る経費434万5,000円を充当し、国庫支出金といたしましては、412万3,000円を充てさせていただくものでございます。

9目防災対策費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次配分において実施した防災倉庫等整備事業及び防災用備品購入費の精算等72万5,000円を減額し、特定財源につきましては、一般財源で計上した自主防災組織補助金、報恩寺防災倉庫及び避難所整備、防災無線の子局バッテリーに関する経費219

万7,000円について、県補助金であります地域防災力向上総合支援補助金が活用できることから、財源更正を行い、国庫支出分を147万2,000円とするものでございます。

12目過疎対策費では、18節負担金補助及び交付金で、臨時交付金第2次配分で実施いたしました公共交通事業者等緊急支援金の精算により5万円を減額するものでございます。

13目諸費では、22節税等還付金で、個人住民税の確定申告に伴う還付及び固定資産税等の更正に伴う還付により50万円を追加するものでございます。

14目特別定額給付金事業費では、町民1人10万円を給付する各事務事業の精算として、1節報酬から、12ページになりますが、18節負担金補助及び交付金まで、計411万3,000円を減額するものです。特定財源につきましても同額の減額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、17節でマイナンバーカード取得促進のため、その場で顔写真を撮影し、オンライン申請が可能となるタブレット型タッチパネル機購入費として44万7,000円を追加するものです。特定財源といたしましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものです。また、一般財源で計上した戸籍情報システム改修費149万5,000円について、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に伴うシステム改修費は補助対象外とされておりましたが、社会保障・税番号システム整備費補助金の対象経費として見込めることとなったことから、併せて財源更正を行うものでございます。

3款民生費は3,357万7,000円の追加でございます。

1項社会福祉費は3,335万2,000円の追加となります。

1目社会福祉総務費では、3節職員手当等で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第1次配分において実施しました在宅要介護認定者支援給付金事業に関する時間外勤務手当の精算により2万4,000円の減額を、10節需用費及び11節役務費並びに18節負担金補助及び交付金では、第2次配分において実施しました重度心身障害者臨時給付金事業に関する事務事業費の精算として、合わせて31万1,000円を減額するものでございます。

19節扶助費では、障害児施設措置費、特例訓練等給付費扶助、介護給付費扶助において、いずれも利用件数の増加に伴い、合わせて1,989万円の追加をするものでございます。特定財源につきましては、3節、10節、11節、18節、合わせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金33万5,000円の減額をし、19節扶助費で国庫負担金、これは補助率2分の1、障害者自立支援給付費等負担金581万5,000円、障害児施設措置費給付費等負担金412万8,000円及び県負担金、こちらは補助率4分の1でございます。障害者自立支援給付費負担金290万7,000円、障害児施設措置費給付費等負担金206万4,000円を充当し、国庫支出金といたしましては、1,457万9,000円を充てさせていただくものでございます。

13ページになりますが、27節繰出金では、介護保険介護給付費法定負担分の介護保険特別会計繰出金として985万6,000円を追加するものでございます。

2目老人福祉費では、11節役務費で、在宅要介護認定者支援給付金事業に関する精算で、郵便料については6,000円の減、口座振込手数料では、在宅要介護認定者支援給付金事業としての精算額は15万8,000円の減額を、臨時交付金第3次配分において実施する介護サービス事業所施設等職員慰労金事業に関する口座振込手数料と

して17万5,000円を追加し、11節役務費としては1万1,000円の追加をするものでございます。

18節負担金補助及び交付金では、在宅要介護認定者支援給付金事業の精算による137万円の減額及び長生管内で統一して実施する介護サービス事業所施設等職員に対し慰労金を交付する事業費530万円の追加をし、18節では393万円を追加するものでございます。

11節及び18節の特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金394万円を充てさせていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、12節委託料で、新型コロナウイルス感染症対策による時間外賃金、備品購入等、児童クラブに係る経費として、児童クラブ設置育成事業委託料100万円を追加するものでございます。特定財源につきましては、国庫支出金、子ども・子育て支援交付金50万円及び県支出金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金50万円、合わせまして100万円を充てさせていただくものでございます。

3目児童福祉施設費では、17節備品購入費で、新型コロナウイルス感染症対策として保育所に設置する空気清浄機等備品購入費50万円を追加するものです。特定財源につきましては、全額県支出金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を充てさせていただくものでございます。

4目子育て世帯臨時特別給付金事業費では、子育て世帯への臨時特別給付金及び子育て世帯応援給付金並びにひとり親家庭等応援給付金に係る事業の精算として、3節職員手当等で20万9,000円の減額を、10節需用費で3万6,000円の減額、11節役務費で13万4,000円の減額を、12節委託料で24万6,000円の減額を、18節負担金補助及び交付金で65万円の減額を、合わせまして127万5,000円を減額するものでございます。特定財源につきましても、同額を減額するものでございます。

4款衛生費では、502万4,000円の追加でございます。

14ページをお願いいたします。

1項保健衛生費、1目予防費では、10節需用費で、臨時交付金第1次配分で実施した公共的空間安全・安心確保事業、こちらはサーマルカメラ等に関する経費の事業でございます、及び防災活動支援事業の消耗品に係る精算として71万円の減額をし、臨時交付金第3次配分で実施する乳幼児健診に係る健診会場感染症対策として、エッグクッションマットの購入及び非デジタル対応情報提供事業に係る経費として36万7,000円をお願いし、消耗品では34万3,000円の減額を、印刷製本費で、非デジタル対応情報提供事業経費として18万9,000円をお願いするものとし、10節では15万4,000円を減額するものでございます。

11節役務費で、臨時交付金第2次配分で実施した非接触型体温計配布事業に係る郵送料の精算といたしまして、111万5,000円を減額し、臨時交付金第3次配分で実施する非デジタル対応情報提供事業に係る郵送料39万6,000円を、長生管内統一で実施する新型コロナウイルス感染患者の治療等を行う医療従事者支援事業に係る医療機関への振込手数料として3万3,000円をそれぞれお願いするものとし、11節では68万6,000円を減額するものでございます。

17節備品購入費で、臨時交付金第1次配分で実施しました公共的空間安全・安心事業及び臨時交付金第2次配分で実施いたしました非接触型体温計配布事業に係る備品購入費の精算といたしまして、247万5,000円を減額し、臨時交付金第3次配分で実施する検診会場、感染症対策事業に係るリプライコール15台、こちらは呼出

機になります、及びその中継機器等の備品購入費として70万円をお願いし、17節では177万5,000円を減額するものでございます。

18節負担金補助及び交付金で、長生管内統一で実施する新型コロナウイルス感染患者の治療を行う医療従事者等支援事業に係る医療従事者慰労金として、1人当たり2万円を交付する、50人で100万円を追加するものでございます。

2目予防費の特定財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金118万4,000円を減額するものでございます。

3目母子保健費では、臨時交付金第2次配分で実施した妊婦等支援金事業で、対象者の増加に伴い、18節負担金補助及び交付金で110万円の追加をするものです。特定財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

5目環境衛生費では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援として取り組む環境美化事業に係る庁用車購入、こちらは2トンダンプの経費として553万9,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金553万1,000円を充てさせていただくものでございます。

5款農林水産業費では、387万円を追加するものです。1項農業費、3目農業振興費では、7節報償費で、農業推進協議会において、ドローン関連の協議のため、会議数の増に伴う委員報償費として3万1,000円及びイノシシ等の捕獲頭数の増に伴う有害鳥獣駆除報償金として302万円をそれぞれお願いするものです。特定財源といたしましては、県支出金、野生獣管理事業補助金105万円を充てさせていただくものでございます。

12節委託料で、小生田地区に係る人・農地プランの図面作成委託料として33万円を追加するものでございます。

15ページになりますが、7目農村環境改善センター費では、火災報知機の熱感知器等、消防設備修繕及び多目的ホールの壁、床フローリングの修繕料として48万9,000円を追加するものでございます。

6款商工費では、2,270万6,000円の減額でございます。

1項商工費、1目商工業振興費では、臨時交付金第1次配分で実施した事業継続支援金給付事業及び臨時交付金第2次配分で実施した地域応援券発行事業に係る経費の精算見込みにより2,270万6,000円の減額をするものです。一般財源として計上しておりました1,689万9,000円は、臨時交付金に財源更正し、特定財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金580万7,000円を減額するものでございます。

7款土木費では、432万円の追加となります。

2項道路橋梁費、4目橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金であります橋梁修繕事業において、第一宮前橋等の事業の見直しにより一般財源を50万円減額し、地方債を50万円追加とする本目財源更正でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費では、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の対象見込件数の増加に伴い432万円を追加するものでございます。特定財源につきましては、県支出金、被災住宅修繕緊急支援事業補助金345万6,000円を充てさせていただくものでございます。

8款消防費では350万円の追加となります。

1項消防費、3目消防施設費では、芝原地区の消防機庫建設に伴う用地測量等の経費として、12節委託料で

350万円を追加するものでございます。

9款教育費では、340万2,000円の追加となります。

1項教育総務費、16ページをお願いいたします。2目事務局費では、会計年度任用職員の通勤手当として、8節旅費で7万9,000円を、18節負担金補助及び交付金で、長南中学校修学旅行キャンセルに伴う企画料等の補助金として14万3,000円をそれぞれ追加するものです。特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金14万2,000円を充てさせていただくものでございます。

3目義務教育振興費では、10節需用費で、標準学力テストの科目に英語が追加されたことにより、学力向上に係る経費として1万3,000円を追加するものです。

2項小学校費、1目学校管理費では、コロナウイルス感染症発生時校舎等消毒業務に係る委託料で4万1,000円を減額し、一般財源として計上してありました118万9,000円については、臨時交付金に財源更正し、特定財源といたしましては114万8,000円を充てさせていただくものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、校舎消毒等業務において、衛生管理マニュアルの見直しに伴い、12節委託料で157万7,000円を減額し、一般財源の136万2,000円については臨時交付金に財源更正し、特定財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金21万5,000円を減額するものでございます。

2目教育振興費では、コロナ対策により、分散して合唱練習等を行うため、11節役務費でピアノ調律料2万5,000円を、14節備品購入費で、GIGAスクール構想の児童・生徒1人1台端末整備に係る事業支援ソフト等に係る経費として385万円をそれぞれ追加するものでございます。一般財源の401万5,000円につきましては、臨時交付金に財源更正し、特定財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金789万円を充てさせていただくものでございます。

5項保健体育費、2目給食施設費では、正規調理員の異動に伴う会計年度任用職員の報酬について91万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、歳出において説明させていただきましたので、省略させていただきます。

19款繰入金は、新型コロナウイルス対策関連経費の精算等に伴い、一般財源所要額として、財政調整基金繰入金繰入額について、422万円を減額するものでございます。

22款町債の特定財源については、歳出で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

なお、人件費の補正につきましては17ページ以降に、地方債の補正に係る調書は21ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でありますので、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第10号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の27ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第10号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月8日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度長南町の介護保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,933万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,819万5,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、介護保険システム改修委託料として27万5,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫支出金の事業費補助金でございます。

2款保険給付費につきましては、給付費の伸びを見込む中で、7,906万2,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源では、国庫支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき2,995万6,000円を、また、その他財源では、支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金、それぞれの負担割合に基づき3,122万9,000円を、さらには、一般財源としての1,787万7,000円のうち、介護給付費準備基金から1,129万3,000円を繰入れさせていただくものでございます。

1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費では、老人福祉施設及び老人保健施設のサービス利用者が前年度に比べ月平均18人の増となっていることから、6,486万4,000円の追加をお願いするものでございます。

4項1目高額介護サービス費では、介護サービス利用者の負担が限度額を超えた場合に、その超えた分に、高額介護サービス費として後から給付しておりますが、前年度に比べ月平均34人の増となっていることから、617万4,000円の追加をお願いするものでございます。

6項1目特定入所者介護サービス費では、施設費用のうち居住費と食費については、所得に応じた自己負担の上限が設定されております。それを超えた分については、特定入所者介護サービス費として給付しており、前年度に比べ月平均20人の増となっていることから、802万4,000円の追加をお願いするものでございます。

8ページにかけての4款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費では、財源更正をさせていただくものでございまして、特定財源につきましては、国庫支出金の保険者機能強化推進交付金、

105万8,000円及び介護保険保険者努力支援交付金116万7,000円でございます。

6ページにお戻りいただきまして、歳入につきましては、先ほどの歳出におきまして財源をご説明申し上げたところでございますが、歳入の補正予算額の合計7,933万7,000円のうち7,683万7,000円につきましては、介護保険給付費の財源とさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第10号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

議案第11号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、議案第11号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の28ページをお開きください。

議案第11号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,365万1,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出よりご説明させていただきますので、7ページをご覧いただきたいと存じます。

2款1項1目施設管理費、10節需用費65万1,000円の追加をさせていただくものでございます。この内容は修繕料でございますが、豊栄処理場内の流入調整攪拌ポンプの交換。また、芝原地区の中継ポンプ、フロートスイッチの交換、また、制御盤蝶番の交換及び給田地区の中継ポンプ、水系センサーの交換に係る費用の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをご覧いただきたいと存じます。

5款1項1目1節では、繰越金65万1,000円の追加をお願いするものです。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第11号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第11号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第11号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第17、議案第11号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（岩瀬康陽君） 異議なしと認めます。日程第7、議案第1号から日程第17、議案第11号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時40分を予定しております。

（午前11時29分）

○副議長（岩瀬康陽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

◎一般質問

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第18、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は8人です。本日は、質問順位1番から4番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。質問者は自席にて要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 御園生 明 君

○副議長（岩瀬康陽君） 通告順に発言を許します。

初めに、5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 5番議席、御園生でございます。

本日の議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本年は、コロナにより町の大きな事業は中止となり、経済は低迷し、国もいろいろと経済対策を実施しています。いまだに感染者は多く発生している状況でございます。幸いに本町では少数にとどまっております、一日も早く収まることを希望しているところでございます。

それでは、質問事項につきまして入りたいと思えますが、質問事項は、土砂災害特別警戒区域について、質問の要旨として、2点、指定された世帯の対応と今後についてと、土地の評価及び課税の見直しについて伺いたしたいと思います。

千葉県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害のおそれのある区域の調査をし、土砂災害警戒区域等の指定をいたしました。その指定は平成27年から始まり、最近

では令和元年9月に指定箇所の関係者に対する説明会を町と一緒に行いました。この指定は調査終了したところから指定されています。

この法律では、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒、避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進のソフト対策を推進しようとするものでございます。

指定では、県が基礎調査を実施し、土地利用状況を調査します。そして、町の意見を聴き区域を指定します。指定されますと、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されますと、建築物の構造規制、新築増築の規制、建築物の移転勧告が図られます。

このような特別警戒区域に指定された方が近所におりまして、いろいろ相談を受けました。この指定は一方的な指定で、どうしようもありません。そこで近所の方は、指定されて今後どうなるのか、家も建てられない、住み続けられるのか、不動産の価値はどうなるのか、茂原の不動産会社と弁護士に聞いたそうでございます。

その内容を少し申し上げます。まず、土地の評価であります。町の評価は、土地800平米の宅地で、建物は木造2階、40年経過しているもので、380万円の評価額となっております。不動産会社は、近くに最近の取引事例がないため、最も近いところの土地を参考に算出していただきました。建物は評価なし。土地については、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、再建築に相当の規制がかかります。家は、木造では基本的に土砂災害に対応できないことになり、危険と判断されました。よって、業者販売では、リスクが高過ぎるため買取りはしません。仲介の販売は、これらの条件から、30万円から60万円と査定となりましたが、あくまでも買手が土砂災害特別警戒区域であることを理解いただいた場合で、危険度が高いため取扱いは難しい物件という査定となりました。

そして、弁護士に相談した内容でございますが、この方は、この土地に先祖代々住んでおります。このほど特別警戒区域に指定されたことによって、原因は住居地に隣接する裏山でございます。確かに、過去に崩れたこともあります。大ごとにはなっておりません。指定されたことにより、不動産として価値はなくなりました。解消するためには、指定されない高さまで削るか、防護柵を設置するかの方法で、裏山は自分の持ち物ではなく、近所の方の所有となっております。この条件で相談した内容4点でございますが、1点目として、もし裏山が崩れて住居に被害が生じた場合は、建物の修理、土砂の撤去費用は裏山の所有者に請求できるかという問題でございます。これについては、維持管理を怠ったことによる不法行為に起因するため、原状回復の要求等の請求が可能ですとのことでございました。

次に2点目で、近年、異常気象が多発している中、特別警戒区域に指定されたことは、土砂崩れが起きる可能性が非常に高いところから、そう指定されたと思う。そこで、裏山の持ち主に、解除される高さまで削ってもらうことはできるのかということで伺いましたところ、この回答は、所有権侵害による妨害予防請求権の行使が可能です。ただし、裏山を削る財政力がない場合は、強制力は難しいとのことでございました。

次に3点目に、町に関係することです。この土地に固定資産税が課税されております。土砂特別警戒区域に指定されたことにより、宅地部分のみ20%減免となっているようです。不動産会社は、指定された物件は価値はない、ゼロといっても価値相当の課税とすべきと思うがということで、この件に対しまして、固定資産税は国税や県税ではない、市町村長に課税権限があります。当然、減免措置も、市町村長の判断で決めることがで

きます。本件については、町に対して異議申立てを行うなど、粘り強く交渉すべきであるとのことでもございました。

最後に4点目、説明会を開催しただけで、指定される側の承諾もなく、一方的に特別警戒区域に指定した。その結果、不動産価値は全くなくなったと。財産権の侵害になるのではないかとということで、この回答として、法律に基づき県が指定したわけで、危険な場所である事実にして指定したことは違法ではない。よって、財産権の侵害とは言えないとのことでもございました。

以上のような話を伺った中で、指定された方々の苦痛も考え、先祖代々住み続けていきたい、住み続けるには大きなリスクも伴い、将来的には移転しなければならないと思っている、このような方々が町内にたくさんいるということを知りました。住み続けていくために、これから質問をさせていただきます。

質問でございますが、まず1点目として、本町における土砂災害特別警戒区域に指定された宅地は何世帯ぐらいあるのか、その辺を伺いたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 土砂災害特別警戒区域の指定につきましては、御園生議員のおっしゃったとおり、千葉県の方で行っております。

ご質問の指定された場所で住居が該当になった世帯、これについてはちょっと把握ができないということで県から聞いております。なお、令和2年3月までに、町内で指定された箇所数については、490か所でございます。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） ただいまの回答では、町内の指定箇所は490か所ということでございまして、世帯の把握は分かっていないということでございますけれども、私が聞いたところでは、町内で約700世帯ぐらいあるんじゃないかという話は聞いておりますけれども、課税担当の関係で、課税の関係課は把握されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） それでは、税務住民課としてご回答させていただきます。

世帯についてはちょっと多くて、把握は確かにしてございませぬが、筆数ということでご回答させていただきますと、768か所、筆数はございますということで、回答させていただきます。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 町内の宅地の状況を見ますと、ほとんどが裏山をしょっているという状況でありまして、裏山が高いと、やはり今回の特別警戒区域に指定されたところが多いんじゃないかと思っておりますけれども、町内の世帯数のおおよそ4分の1ぐらいがもう、崖の下とか裏山をしょっている世帯が多いということで指定されたんじゃないかなと思っておりますけれども、町がこのような赤い防災マップを全世帯に作成をして配られておりますけれども、集落ごとに何軒が該当しているのか、その辺は防災時に対応できるように努めていただ

きたいと思います。

世帯数が把握はされていないということになりますと、集落の中ではやはり区長さんが先頭を切って、いろいろ防災の体制は把握していくんじゃないかと思いますが、区長さんにおきましては、町も、区長会議がありますので、その辺を区長さん方に周知して、やはり自分の区域では、何軒この特別警戒区域の該当世帯数があるのか、その辺は把握していただきたいと思いますので、そういう会議の折に周知のほうをしていただきたいと思いますし、今回、この防災マップの一番最後には、我が家の防災メモということで、自分の裏山、自分の宅地が特別警戒区域に入った方はここに記入するような形となっておりますので、その辺はやはり自覚を持っていただくという意味で、毎戸、記入のほうをお願いしたいなということで思っております。

続いて、第2問目でございますけれども、町の世帯数は約3,200世帯がありますけれども、私は指定された世帯が700前後あるんじゃないかと思っておりますけれども、4分の1が指定されています。

この土砂災害特別警戒区域に関して、近年では、令和元年9月に説明会が改善センターで行われております。対象になった世帯が全員参加されたとは思っておりません。町において、先般の大雨、台風被害、地震も含めた避難体制の対策として、今回、長南町総合防災マップが全世界帯に配布されたものと思います。

ここで、指定された方々に対する町の対策について伺いたいと思いますが、特に土砂災害は一刻も早い避難が重要となります。地域に指定された世帯は認識を新たにしなければなりません。町は防災マップ以外にどのような周知をしているのか伺いたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） この防災マップ以外ということでの質問になろうとお聞きしたんですが、どのような対策かについても回答させていただきたいと思います。

まず、この土砂災害特別警戒区域、この内容について、また対応については、先ほどのお話、御園生議員のお話の中にあつたとおりで思っております。繰り返しのようになってしまいうんですが、まずはこの指定によりまして、自分の住んでいる地域が危険な場所であることや、今度は浸水のほうで、浸水のおそれのある地域である、こういうことを分かっていたくように記載をしてあるところでございます。この総合防災マップにつきましては本年3月に作成いたしました、事前の対策、早めの避難につながっていただくというのを目標に作ったものでございます。

あとは、4月にこれを全戸配布しておりまして、また、町のホームページのほうへも、このデータは総合防災マップとして掲載、また転入なされた方には配布というような形で、事前の対策、早めの避難、これをまず第一に考えての作成ということで考えました。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 災害時には、一刻も早く避難できる態勢を住民に取っていただくように、町としても災害が起きる前に、やはり周知はいろいろとしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、質問の3でございますけれども、まだまだやはり周知は足りないと思っております。土砂災害警戒

特別区域に指定された敷地内の建物に関して、建物の構造規制、特定の開発行為に関する許可制、建築物の移転勧告等の非常に厳しい規制や制限が生じております。現在の建物を新築あるいは改築するには、該当する斜面の撤去、あるいは頑丈な擁壁の設置等、建物の建設以上の資金が必要となってまいります。長生土木の担当者によりますと、一般的には、新築、増改築は困難と聞いております。つまり、今、建っている建物に対して、増改築できず、老朽化していく手の施しようのない建物となり、将来は住めない住宅となってしまいます。すなわち、転居せざるを得ないこととなります。このようにならないために、住み続けていくには、新築、増改築ができる条件をクリアする防護壁の設置等が必要でございます。町として、この経費の助成をしなければ、対象世帯700軒以上のこの世帯が、全世帯移転して町外に出る可能性も出てまいりますので、町に住み続けて先祖代々の土地を守ってもらいたいと思っておりますが、町は、防護策、災害から守るための対策に対しまして助成をする考えはあるのか伺いたいと思っております。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今の御園生議員から、土砂災害特別警戒区域に指定された場合の様々な問題点についてお話があったわけでありまして。この特別警戒区域に指定されたということについては、これは土砂災害が発生した場合、住民の生命や身体に危害が生じるおそれがあるということから、危険の周知など、ソフト対策を推進する目的に基づいて指定されているというふうに理解しております。

そうはいったとしても、長年住み慣れた地域で、それほど心配をしていないという人も多いとは思いますが、法令によって建物、特に建築等に制限が加えられるわけでありまして、これを無視するわけにもいかないわけでありまして。

そして、結果として転出するというような方もいるのではないかというふうに思っております。そういったことを踏まえまして、町として、住み慣れた、住み続けたいという方のために何ができるかということ、何か打つ手がないかどうかということ非常に苦慮しているところであります。ですので、今後、町として何かできるかをしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 何らかの対策は必要じゃないかと考えますけれども、やはり先祖代々住んでこられた土地でございますので、この方々については、やはり長年住み続けた場所に今後も住んでいただきたい。ただ、建物については、毎年老朽化してまいります。新築もできない、増改築もできない、そういう状態で、やはり家を直していかないと、今後住んでいけない家も発生してくるんじゃないかということで、一つの施策の一環として、改築費用の助成なんかもやはり必要ではないかと思っております。住み続けるには居住関係を整備していかなくちゃいけない、それには、整備すれば子供や孫たちにそこに住んでいただけるという状況が発生しますので、やはり家を直さなければ転居しかないので、もうその場所に住むことができなくなるんですから、町外に移転するか、町内に宅地を求めて移転するか、移転がもう先には見えてくるんですけども、やはり住み続けるには、そういう家を直していかなくちゃいけないということで、町も手助けを、助成をしていかなくちゃならないと考えておりますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思っております。

○副議長（岩瀬康陽君） ここで、御園生議員が一般質問中でございますけれども、暫時休憩といたします。
再開につきましては、午後1時10分を予定しております。

（午後 0時06分）

○副議長（岩瀬康陽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○副議長（岩瀬康陽君） 質問を続けます。

5番、御園生 明君の一般質問の残り時間は35分です。

5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 質問4でございますけれども、土砂災害特別警戒区域に居住している世帯は、把握していないということでございますけれども、大体世帯の4分の1ぐらいになるんじゃないかなと考えております。将来的に全世帯が今の居住地から移転しなくてはならない人が多いと思います。町内の移転でしたらさほど影響がないと思いますけれども、もし全世帯が町外に転出したら、人口減に拍車がかかっていくと思われませんが、年々人口が減少し、過疎化が進んでいる状況で、恐ろしい話だと思いますが、町長はこの状況をいかが考えておられるのか、お願いしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） これは、法規制の中で、いろんな現象が起きているんじゃないかというふうに思います。御園生議員がおっしゃっているように、4分の1が特別警戒区域に指定された場合、そこに住んでいる人たちはどんな行動を取るのかなど、そういうことをかなり心配をしているところではありますけれども、かといって、法律の中のことでですので、なかなかやむを得ない部分があると思います。何とかそういった方が町外に転出しないような工夫もしていかなければいけないというふうに思っております。

一つの例としては、そういう警戒区域以外の場所に宅地開発をすとか、そういったようなことも一つの方法としてあるわけでありまして。実は私も、何とか不動産会社のほうで、不動産屋さんのほうで、本町にそういった宅地開発ができないかどうかということで、いろいろ当たってみたことがあります。なかなか長南町に興味を持っていただけない部分があつて、それがなかなか実現しないんですけれども、一つの方法としては宅地開発をして、警戒区域に、危険区域にお住まいの方にはそちらに移り住んでもらうとか、あるいは住み慣れたところで、何とか住み続けられるような、町として財政支援ができないかどうかということも、これからいろんな面で考えていかなければいけないと思います。それでなくても人口が減少しているわけでありまして、加速的に人口減少にならないようにしっかり対策は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 今日の第2期長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中にも人口ビジョンが書かれておりますけれども、人口ビジョンの20年後の人口を町は推測しておりますけれども、目標として5,500

人を掲げておりますけれども、やはりこのような状態が一つ原因としてある、人口高齢化もある、いろいろな要因があると思いますけれども、やはり人口はどんどん減っていくということで、難しい問題であると思いますけれども、町として何らかの、今町長が施策を講じる必要があるということでございますので、施策の検討をお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に入りますが、指定区域内の家が年々空き家となっていく状況が考えられます。この空き家につきましては、危険な場所でありまして、やはり大雨、地震がなければ大丈夫だと思います。町が取り組んでいる空き家対策の対象として活用する考えはあるのか伺いたしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、御園生議員のご質問の趣旨は、土砂災害の特別警戒区域に指定された場所におきまして、当該の場所に存する物件が空き家となった場合、これを空き家情報バンク、例えばそういったものに掲載するなど、活用する方向に向けるか否かというようなご質問の趣旨だと思います。

これに関しては、個別の事情を勘案しつつ対応すべきものというふうに現時点では考えております。この個別事情といいますのは、この特別警戒区域の指定下にあっても、例えば物件が、その空き家が、影響ラインがごく僅かな部分はそのラインとして該当するもの、あるいはその空き家の半分程度がラインに引っかかるもの、例えば全部がそのエリアにすっぽりと入ってしまうもの、そのかかり方というものの対応は様々であると思います。そういったこれらの事情を、それぞれ個別に勘案しながら活用できるのか否か、先ほど来、御園生議員おっしゃっていますように、先祖代々住み続けてきた、生活を営んできたというような背景等もございます。そういったことで、そういうものを配慮しつつ、また空き家として、町としてどう対策を練っていくか、そういったものを総合的に勘案しながら、活用していくべきかどうかというのを考えていきたいというふうに思っております。どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 空き家となる原因はいろいろございます。今回の指定区域になったということで空き家となる場合もありますし、高齢化で亡くなって空き家になる場合もございますけれども、この空き家に対しては、やはり通常時は何ら住むには関係ないと思われれます。それらを十分理解していただきながら、空き家対策として活用していただきたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

次の要旨は、土地の評価と課税についてでございます。

冒頭、指定地域になったことで、不動産の価値はなくなりましたということで、町の評価額は380万円、しかし不動産の取引価格はないと、ただ同様な価値となってしまったということで、説明会では町は固定資産税を20%減免すると言っていました。まず最初に減免率の今現在の20%の算出根拠をお聞きいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） では、まず固定資産税における評価基準についてご説明させていただきたいと

思います。

不動産価格につきましては、実際に売買されるとした場合の市場価格であるのに対し、固定資産税の場合は客観的、合理的に行う必要があることから、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき、統一的な評価基準を定め決定しており、土地の形状や周辺環境などを考慮し、評価の均衡を確保するため、宅地の状況に応じ所要の補正を加え評価額を決定しております。

ご質問の特別警戒区域の補正率につきましては、この所要の補正により平成27年の評価替えから一律2割減の補正率を適用しておるところでございますが、この補正率を適用するに当たりましては、不動産鑑定士の意見や、近隣市町村の評価の均衡を考慮し、一律2割減とさせていただいたところでございます。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 今、補正を加え算出しているということでございますけれども、一律20%の減免ということで、一部かかったところ、全体がかかったところ、それも含めて一律20%という減免は公平な課税とは言えないと考えます。

次に、やはり指定されたことにより不動産価値がなくなり、等しいところまでなくなってしまったということでございます。税とは本来の価値に対する部分に課税すべきではないでしょうか。課税通知の評価額とかけ離れた土地になっているのが現状でございます。誰もが納得する適正な課税を実施すべきであると、町はどう考えるのか、町は評価を見直す考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

そして、20%の一律減免の考え方ですが、不公平と考えております。なぜならば、宅地全部、今言いましたけれども、半分かかった方、一部かかった方、様々でありまして、それを一律減免というのは問題があるのではないかと。減免率も、私は20%じゃなくして、やはり段階に応じて50%ぐらいまで減免をしてもよろしいんじゃないかと考えますけれども、段階的な考え方はあるのかどうか、また見直しができるのかどうか伺いたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 補正率を見直す考えがあるかというご質問であろうかと思っておりますけれども、県が実施主体となるこの特別警戒区域の基礎調査が来年5月頃一通り終了すると伺っております。また、全国的に想定を超える自然災害が多く発生していることから、見直しは必要だと考えております。

なお、この見直しに当たっては不動産鑑定士の意見を聴くことはもちろんですが、この特別警戒区域にかかる宅地の状況分析などを行う必要もありますので、3年後の評価替えを見据え、一定の基準を設けていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） ただいま評価額の見直しをするということでございますので、ぜひ早く見直しの作業に入っていただきたいとお願い申し上げます。

続いて、まだ10分ほどありますけれども、最後の質問となります。

確かに、土砂災害特別警戒区域の対象となる宅地面積の割合はまちまちでございます。宅地に建設されている建物への課税について伺いますが、指定された区域内の建物は、不動産価値はないということでございます。

けれども、建物に対する減免制度は町長の裁量で可能と弁護士に言われました。

そこで、町として新たな政策をつくり、減免を検討してはどうか。建物については、町長の裁量でできるといってくださいますので、その辺の検討をしていただけるのか、建物についての減免を検討していただきたいということで、その考えについて伺いたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 家屋につきましても、土地の評価と同様、固定資産評価基準に基づき、評価を決定しており、家屋そのものの価値に着目して算出することとなっております。現状ではどこに建っているかということはこの評価対象にはなっていない状況ではありますが、今後の課題として、国や先進地の状況等を注視し、適切に対応してまいりたいと存じますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） いろいろ検討していただくということで、最後に、町内の指定を受けた700余りの世帯が、やはり先祖代々住んでいる土地でございますので、この先も住み続けていただきたいということで、それには町も支援の方法、また税の見直し等を図っていただきたいと思います。

そして、税の取組については早期にお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○副議長（岩瀬康陽君） これで、5番、御園生 明君の一般質問は終わりました。

◇ 宮 崎 裕 一 君

○副議長（岩瀬康陽君） 次に、1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 1番の宮崎でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、件名3件、要旨5件について一般質問させていただきます。

まず最初に、有害獣対策についてであります。

令和元年度第2回の定例会において、河野議員からイノシシの被害と対策策について質問されておりますが、それから約1年半が経過しました。この間、非常にイノシシの個体数が増加しているのではないかと思います。

最近の出来事でありましてけれども、町民が朝、散歩の途中に追いかけられたり、夕暮れ時に車で走っていたところをイノシシに追いかけられたり、また、中学生が下校途中にイノシシと鉢合わせするという話を聞いております。

今までイノシシは臆病ということで、夕暮れとか夕方に出るものですがけれども、この頃、朝、昼、夕、関係なしに出没しているような事態でございます。本来は、皆さんご存知のように、イノシシの主食となる木の实、特にドングリですけれども、凶作であることから、人里に下りてきて、水稲、野菜の残飯くず、ミミズを捕食するために、畑や農道の法面を掘り起こし、被害が増加しております。

令和元年2回の定例会の答弁では、国の総合対策交付金を活用し、電気柵21か所、延長54.2キロ、箱わな15基を設置しているとのことでしたがけれども、町のホームページでも有害獣による被害防止について掲載し、看板等による注意喚起もされています。

しかしながら最終的には、イノシシを捕獲し、個体数を減少させることが一番の方法だと思います。

そこでお聞きます。個体数減少に向けた取組についてであります。

現在の長南町鳥獣被害防止計画による捕獲状況と対策、また箱わなの地区別設置状況、また、パブリックコメントを実施していた令和3年度以降の被害防止計画の変更点、また、箱わな等を監視するのも大変だと思います。その中で、今後効率的な捕獲を検討しているのであれば、それも併せて伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、宮崎議員の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、令和2年11月末現在の捕獲数につきまして、報告をさせていただきますが、イノシシにつきましては、箱わなで324頭、くくりわなで160頭、銃による緊急捕獲が3頭の合計487頭と、昨年の年間捕獲数の311頭を既に超えております。

また、年間捕獲数543頭の最高を記録しました平成30年度の同時期よりも、86頭多くなっている状況です。

また、アライグマ、鹿、キョンの捕獲数も増加をしております、ハクビシンを合わせました総数は910頭となっております。

特にイノシシの対策につきましては、今まで同様、防護柵、わなによる対策を中心に行っておりまして、平成22年度から本年度までに、防護柵につきましては町内全域に264か所、総延長約182キロを、箱わなにつきましては、国の総合対策交付金により購入いたしました56基を、補助要件上、国の交付金で設置をしました電気柵付近に、また、町費で購入をしております80基は、電気柵付近やその他の区域に設置をしております。

地区別では、長南地区に47基、豊栄地区に17基、東地区に11基、西地区に61基の設置となっております。

今年度は捕獲数の激増からわな類が不足をしております、箱わな10基、くくりわな20基を追加で購入をいたしまして、被害の大きい箇所を設置をしまいたいと考えております。

また、被害防止計画の関係ですが、現行の計画は平成30年度から令和2年度となっておりますことから、現在、令和3年度から令和5年度分の計画を作成中でありまして、10月26日から11月6日の間、パブリックコメントを実施いたしました。新たな被害防止計画案では、対象鳥獣に近年被害が増加しておりますカモを追加し、計画捕獲数を、イノシシは380頭から600頭に増やした計画としております。

来年度は、本年度コロナ関係で実施を断念いたしました獣害講習会を開催し、その資料を町民向けのチラシとして配布することや、地域ぐるみの対策を推進するため、狩猟免許の取得、更新費用の全額補助、またローパワーワイドエリアと呼ばれる低コストの無線技術を活用した捕獲管理のデジタル化へも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。

今、頭数の報告あったんですけども、もう既に11月末現在で昨年のイノシシ捕獲数から170頭も増えていると。やっぱりこれは個体数が増加している証拠だと思います。今答弁がありました狩猟免許の更新、スタッ

ク費用の補助や、無線技術を活用した捕獲管理のデジタル化など、ぜひ進めていていただきたいと思います。

その中で、この長南町の鳥獣害被害防止計画の中に、長生郡の猟友会と連携した中で、猟銃による捕獲も記載していますが、この状況はどのようになっているのか、伺います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 銃による捕獲につきましては、現在、町の猟友会のほうに委託をしております。狩猟期間内に実施をしております。

昨年度につきましては、4頭の捕獲をいたしました。

本年度も同様に、狩猟期間内に4回ほど実施をする予定となっております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。猟友会による捕獲も大事なんですけれども、やっぱりさっき答弁があったように、箱わなの中で一番捕まっている割合が7割近くあるってということで、今回新しく箱わなも購入していただいていますけれども、各町民から、うちの裏にも仕掛けてくれとかいろんな話を聞きます。ぜひそこを柔軟的に対応して、捕獲をしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

続けて、次の要旨に移ります。

野生のイノシシから豚コレラ、今、豚熱と言いますけれども、確認された事例が報告されています。近県では、茨城県の中で野生のイノシシから陽性が確認をされています。

イノシシの移動距離につきましては、1日1キロから2キロ、3キロという程度と言われてはいますが、狩猟等で追われたイノシシは、1日数十キロ動くということも報告されております。

万が一この豚熱、豚コレラが養豚農家で発生した場合には、経営に甚大な被害をもたらします。

そこでお聞きします。

捕獲されたイノシシの処分方法と、豚コレラ、豚てんたい、豚熱に対する検査についてお伺いします。

よろしくお願いします。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、捕獲後の処分方法につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、捕獲後の処分方法ですけれども、茂原にできました食肉加工場に持ち込まれました個体につきましては、食肉以外の部分につきましては、企業者のアルソックの負担によりまして、産業廃棄物として焼却処分されます。それ以外の個体につきましては、大型のものは15キロ程度に解体いたしまして、冷凍したものを町が広域のごみ焼却場へ持ち込み、全て焼却処分をしております。

また、豚コレラの検査の関係ですけれども、ご質問にありましたとおり、発生をいたしますと養豚農家にとりまして甚大な被害となりますことから、細心の注意を払って対処をしております。

食肉加工場に持ち込まれました個体につきましては、1頭ごと検査が行われます。それ以外の個体は職員が確認をし、疑いがあるものにつきましては、東部家畜保健所へ検査を依頼をいたします。現在まで2頭の検査

を実施しており、結果は全て陰性となっております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 今、答弁の中にありましたけれども、大型のものはということで、先週うちの裏の山で80キロのイノシシが捕まりました。80キロって相当大きいイノシシですけれども、ここに今話が出ました、15キロ程度に解体して冷凍し、焼却処分するという事なんですけれども、これは解体はどこでやるんですか。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 解体は、町でお願いをしております従事者の方、捕獲しました近くにいらっしゃる従事者の方をお願いをいたしまして、従事者の方のお宅ですとか、捕獲した場所で解体を行って、15キロ程度にして、町の冷蔵庫へ運んでいただいております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。そういうことであれば、いいと思います。

ただ、この豚コレラなんですけれども、長生郡内でも何件か養豚農家さんはあります。睦沢にも大きな、昔経済で持っていました維持農場というものがあって、そこは成田の養豚農家さん、株式会社ヒラノさんのところに貸してるんですけれども、もしあそこに入れば大変なことになってしまいます。ぜひ、豚コレラが発生しないことを願いますとともに、検査の確認の徹底をお願いし、次の要旨に移りたいと思います。

最近、私の自宅の前の町道において、へい死した動物があります。へい死というのは、交通事故じゃないですけれどもひかれたりとか、病気で死ぬ、これはへい死動物と言いますけれども、連絡しましたら、速やかに役場の職員の方が回収に来ていただき、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

そういう中で、これだけ個体数が増えてきますと、町道等でへい死した動物、これをどのようにやっていくのかということで、回収されたものについては焼却処分等々だと思います。また個人の敷地内や所有地でへい死した動物がある場合には、基本的には個人による処分だと思いますが、先ほど述べたように、イノシシの場合には、そういうことでコレラ等を持っている場合があると思います。そこでお聞きします。へい死した動物の処分について、どのようにやっているのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） へい死をいたしました動物につきましては、法律上、一般廃棄物扱いとなりますことから、町道であれば道路管理者の町のほうで改修をし、広域において焼却処分されております。また、個人の所有地でのへい死につきましても、基本的には所有者の負担において、その処分をお願いしているところでもありますけれども、さきの豚コレラの関係で、確認に出向きまして、引揚げをしてくることもありますことから、それぞれの状況に応じまして、対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。小動物、このぐらいのものであれば、コレラ等も疑わなければ、これに

については個人で処分ということも容易であるのかなと思いますけれども、先ほど述べたように80キロのイノシシ、これは個人でちょっと処分、自宅で、もしへい死した場合等、これを処分しろってなかなか無理だというふうに思います。その中で柔軟に対応をさせていただくということでありますので、そういう個体数も増えて、実際、先々週、又富でイノシシが人の敷地内ですけれども、へい死して、もうウジが湧いていて、それは課長のほうへ連絡したら、すぐ対応していただきましたけれども、そういうことがこれから多々あるんじゃないかなと思います。ぜひ、そういうところの対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の件名に移ります。

最初に、町道の未舗装状況につきまして、お伺いしたいと思います。

やはりこれも、令和元年の第2回の定例会において、板倉議員から町道の管理について質問がされております。答弁では、1級、2級の町道舗装は、延長65キロメートル、舗装率100%であり、3級町道については332メートル、舗装率54%との回答であったというふうに記憶しております。

また、地域住民による草刈りや、道路愛護作業により維持管理されており、町道責任者として安全に使用できるよう、1,000万円程度の予算要求し、計画的に舗装整備を進めていきたいとの内容であったかというふうに記憶しております。

そこで、お聞きしたいと思います。現状どの程度3級町道で舗装整備がされたのか。併せて、3級町道で車がすれ違いができないような地域、場所もあります。そのようなところを、3級町道の拡幅ができないのか伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ただいま、農道の未舗装の状況についてという質問についてお答えをしたいと思います。

令和元年第2回定例会で答弁をいたしました3級町道の舗装率は、約54%ということでご対応させていただきました。現在の状況でございますと、舗装率につきましては約55%となっているところでございます。数字の上では小数点以下の四捨五入により1%の増となっておりますけれども、その内容につきましては、令和元年度に実施した約260メートルの舗装が新たに追加されたことによるものでございます。

また、本年度に執行いたしました舗装新設工事、延長約700メートルが完了し、これを合算しても分母の全体延長が約330キロという長いことから、舗装率につきましては変わらない状況となる見込みです。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 55%というお話でございますけれども、舗装につきましては、板倉議員からもあったと思いますけれども、自助共助で草刈りもやって、部落でやったりなんかしています。しかしやっぱり高齢化になってきて、草刈りをやってもなかなか部落出てきて、人が集まらないというような状況もございます。その中でぜひそこは、いろいろ豪雨の被害の災害復旧等々、いろいろ先にやるのがいっぱいあると思うんですけども、そこは順番があるのかもしれないけれども、ぜひやっていただきたいと。

あと拡幅、幅員ですね、この幅の広さについてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。お願

いします。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

○建設環境課長（唐鎌仲康君） 3級町道の道路改良工事、拡幅ですね、これについてお答えしたいと思います。

長南町第5時総合計画の策定に当たりまして、実施された住民アンケートの調査結果では、道路整備に係る満足度は平均値を下回っているとの回答で、社会資本におけるサービスが低下しているものと改めて認識しているところでございます。

ご質問の道路状況につきましては、身近な生活道路につきましては、町単独事業で実施し、また幹線道路につきましては、国庫補助事業を有効的に活用し、道路の整備に努めてきたところでございます。

しかし、平成25年度に、道路ストックである橋梁、トンネル、道路施設等の定期的な点検が、道路法の改正によりまして明文化され、本町においても平成26年度から順次その施設の点検作業を実施してきたところでございます。

その点検結果に基づきまして、第3者被害に結びつく損傷が確認された、早期の措置が必要と判断された橋梁やトンネルなど、修繕工事がその後多く発生したことから、近年では、道路の維持管理事業が主要な事業となってきたのも実情でございます。

このような状況から、今後の道路整備事業につきましては、道路ストックの維持管理と併せまして、道路整備を実施していくこととなります。幹線道路は通学道路をまず優先しながら、3級町道、農道につきましても、生活道路等につきましても、計画的に整備を進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。おっしゃるとおりに、トンネルですか、橋とか、先にやることはいっぱいあると思います。ただやっぱり、買物ですか、通院、高齢者の方々がどうしてもやっぱり自家用車に頼るしかない、これが長南町の実態だと思います。なかなか側溝に落としたり田んぼにおちたり、車のすれ違い、安心で交互通行できるような計画を優先的にやっていただければなというふうに思います。

それをお願いをし、次の用件に移りたいと思います。

3つ目の件名でございます、貸出した旧豊栄小学校の運用状況についてでございます。

令和2年の4月に貸出しを提供しました旧豊栄小学校であります。コロナにおける外出自粛や休業要請が続いた中、開校準備も非常に遅れているのではないかと思います。ただ、8月に小学校のそばを通りますと、校舎の改修工事や校庭の遊具撤去がなされておりました。しかしながら、校庭の草はそのままです。そのような状況であります中で、開校当初、マーキュリーさんでは、維持管理をするため現地採用の方をお願いするというような話があったと思いますが、そこでお聞きしたいと思います。

現状の開校に向けた状況、それから校舎、校庭の維持管理について伺います。よろしく願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、状況をご報告申し上げます。

旧豊栄小学校につきましては、ご案内のとおり、令和2年4月に株式会社マーキュリーとの使用貸借契約を締結いたしまして、開校に向けての準備を用意周到に進めているところでございます。

しかしながら、今春の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等により、改修工事の着手が遅れてしまいました。その影響は多大であったんですけれども、この間も開校の準備に向け、各方面との協議は進めており、夏頃には地元の有志の方をはじめとして、同社の社員も出席して、学校のグラウンドの草刈りを実施したほか、11月2日からは従業員1名が常駐しているような状況となっております。

校庭の改修については、マーキュリー側で発注した南側校舎の工事を10月に終えました。それで先月26日に、地元選出の議員の皆様、空き公共施設の活用検討委員会の委員さん、それと地元の区長さんをお招きして、現況をご覧いただくのみにとどまりましたけれども、内覧会が実施されたところでございます。

また、学校の認可の関係なんですけれども、通信制高校の認可手続につきましては、もう既に完了しており、生徒の募集を行っている状況ということですので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。地元の区長さん等による内覧会も実施されたということでございますけれども、町民の方々に、皆様に広くお知らせできるように、広報紙への掲載などまたお願いをしたいと思っております。

あと、この通信高校、毎日学校に来るわけじゃありませんけれども、こういう生徒も交流人口にも数えられるのかなど。そういう中で、コロナがありますけれども、早く開校ができるようなことをお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（岩瀬康陽君） これで、1番、宮崎裕一君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時10分を予定しております。

(午後 1時53分)

○副議長（岩瀬康陽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時09分)

◇ 加藤喜男君

○副議長（岩瀬康陽君） 次に、10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。

議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

一般的な話ですが、尖閣の領土問題とか、日本を取り巻く厳しい環境であることは、皆様ご存じのとおりです。また、連日連夜、コロナの報道には一喜一憂をさせられる毎日でございます。

この新型コロナの感染の拡大に伴いまして、地方の議員も陽性者が出たりしております。我々も議会の開催に支障が出ないようにしなければならないと思っております。

感染者数の広がりについては、先日、神のみぞ知るとか、予測困難だということで、記者会見で西村経済再生大臣が発言をしておりますが、間違いでもないと思います。

また、来年、新年の一般参賀も中止になり、オリンピック開催も気になるところでございます。

11月から外国人の入国緩和がされまして、これがまた感染の拡大に拍車をかけるのではないかと危惧するところですが、参考までに言いますと、4月より3万6,000人の外国人が入国していると。上位は中国、ベトナム、韓国が半数以上を占めるというようなことのようにございます。

一方、本町においては、このコロナ禍の影響によりまして、町の事業が中止や縮小を余儀なくされ、異例づくめの1年が終わろうとしております。

そこで、新型コロナ関連についてはまた後で幾つかお聞きするわけでございますが、今回はまず子供の安全確保について教育委員会に何点かお伺いしたいと思うところでございます。

今年の7月に、静岡県西部におきまして、下校途中の10代の小学生女子が道路上で、ニュースによりますと、44歳の中国人女性により路上で車に引きずり込まれ、誘拐されそうになりましたが、女子の児童は走って逃げたため未遂に終わったと。けがもなくよかったということでございますが、あまり全国ネットでは放送していなかったみたいですが、不思議なことに、その後のこの女性の取調べ結果があまり報道されないので、どうなっているのかなと思うところでございますが、このような事例もありますし、最近、日本でも児童の行方不明が多く発生しているということ、いろいろなところから聞くわけでございます。

そこで、まず初めに、教育委員会として、児童が行方不明になるということをどのぐらい承知しておるかお尋ねしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） では、今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、この毎年多くの児童が行方不明になっているということにつきましては、新聞等でそういったものを見て知ってはおりました。具体的な人数につきましては、警察庁が毎年取りまとめている統計表に明記をされているということです。

以上になります。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 最近、数年の状況はお分かりですか。

○副議長（岩瀬康陽君） 答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 先ほどお話ししました統計表によりますと、昨年度のデータになるんですけども、平成元年度の9歳以下の児童の行方不明者数は1,253名ということで公表をされております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今、主幹のおっしゃった数が平成元年の9歳以下の日本における行方不明になっておるといふことですね。このような数字だと思います。

私も一応調べておりますが、全体では年間に8万人、9万人ぐらいが行方不明になっているということで、そのうち9歳以下が1,200人ぐらいと。これがだんだん年々増えておるということで、次の元年の1,253人の後がまだ出てこないようでございますが、どうなっているか、非常に危惧をすところでございます。

参考までに、ニュースとしてありましたが、去年の9月、あのニュースをご覧の方はご存じなのですが、山梨県の道志村のキャンプ地で千葉県の子が当時7歳でいなくなって、結局まだ見つからないというようなこともあるようでございます。

近辺でこういうことがないから、そうあまり気にならないというか、ですが、1,200人も日本中で毎年いなくなるということは、これはゆゆしき問題であろうと思うところでございます。

数値を今お聞きしたところですけれども、この結果、このためにやっているかどうかちょっとよく分かりませんが、2つ目として、ほかの町村がどういう状況か分かりませんが、本町では毎日定時午後何時かになりますと、防災無線によりまして、下校時の見守り活動ということで町民にお願いする放送を行っておるわけでございます。交通安全の見守りというよりも、不審者等から安全を守ってもらいたいということでの放送であろうかと思いますが、この放送を行うに至った経緯とかその辺が分かればお聞きしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、防災行政無線による見守り活動の放送ということでお話をありました。

防災無線での放送につきましては、以前から実施されておりました。経緯につきましては、当時のデータがありませんので、現在確認ができておりません。ただ、現在は午後2時50分に児童の下校に合わせて放送しております。目的は、長南町の児童・生徒の交通安全面と、今、加藤議員からお話がありました防犯の面の確保からです。見守りの範囲につきましては、児童・生徒の通学路での見守りということでお願いしております。

千葉県でも、登下校時に児童・生徒が巻き込まれたという事件も発生しております。昨年5月には、神奈川県川崎市でスクールバスに関わる事件もありました。私たちの周りにもこのような危険があるということ認識しまして、児童・生徒にとって、登下校の際に大人の目が近くにあるということが何よりも安全につながっているというふうに考えまして、長南町の児童・生徒は全町民で守っていくという意識を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。この放送がいつ頃からなされておると、知らないからお聞きしたんですけれども、最近では生徒の声かな、定時14時50分になると聞くわけでございます。

本町においては、先ほど川崎のバス云々がありますが、通学バスによりまして、相当安全が守られたとは思っています。あとは、バスに乗るまでから、降りてから帰るときにというところが大事になってくるのかなと思います。

今、目的の関係で、交通安全と防犯、不審者に対する対応ということだと思いますが、なかなかもうマンネリ化といいますか、ずっと聞いていると、鳴っているだけであれなんですけれども、もうちょっと何か見守り

活動の中身をマイルドに、うまく放送の中に入れられないかなという感じもするわけでございます。交通安全と、そういう不審者云々というのをうまく入れられて周知ができれば。こうなると、またお子さんの声で入れるということはちょっと厳しいですけれども、役場職員とか誰かの声で入れてもらうということがいいんじゃないかなと思いますけれども、この辺、どこか何か考えがあればお聞きしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） ありがとうございます。

放送によりまして、ボランティアの皆様にご協力をいただいております。今、加藤議員からご指摘がありましたように、この放送の中でもう少し文言を入れられればというふうに考えて、検討していきたいと思っております。以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） なかなか文言が難しく、その結果、こういう文言になったんだとは思いますが、でもね、少し検討していただければと思うところであります。

なかなか、どこかでこういう事例が近所で出ますと真剣になるんですけども、先からのとおり、都会部では多いのかどうか、あまり田舎のほうでは聞きませんので、少し熱心が欠けるというのは否めませんが、ひとつよろしくまたご検討のほどお願いをしたいと思うところでございます。

先ほども、学校はバスになったので、交通事故はちょっと別としまして、バスがぶつかるという事故は別としまして、不審者の関係については、バスから降りて、もし迎えが来ないのであれば、その間というのはまた見守りもしていかなきゃいけないと思います。余談を言えば、青パトのパトライトがくるくる回るということだけでも、結構防犯になるのかなということで、町のほうとしては充実をさせていってほしいと思うところでございます。

3つ目としまして、今言った登下校時としまして、今回の先ほど言った山梨の道志村の件につきましては、何戸かのファミリーが言って、キャンプをして、そのいなくなった女の子がみんなのところに行こうと思って、行ったら、その途中でいなくなっちゃったということで、それから大騒ぎで、相当な陣容で捜索をしたわけですが、いまだに見つかっていないということであります。

事故だとか、いろいろな情報があるわけですが、ここまで見つかりませんと、どうも何かおかしいなということで、遺留品も何もないということで、おかしいなということで思うわけですが、休日も、特に夏休みが問題でしょうか。夏休みに家族でそういうレクリエーション施設に行くと、大体山間部、いなくなっても探しにくいところに行くような、キャンプとか、一番僕は心配するところですが、そういうところに学校から離れて親子が遊びに行ったりするというのが、学校の外では出てきます。学校としても、そういうところに注意を喚起してもらいたいと思っているんですけども、この辺、実績的にいろいろ父兄のほうに、保護者のほうに注意喚起をしているかどうか、状況をお聞きしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは回答させていただきます。

学校以外の日常生活で、子供の安全確保について、学校から離れた場での地域、家庭、学校がそれぞれの立場でできることに取り組んでいく地域ぐるみのセーフティネットを構築する必要があるというふうに考えます。

学校は、懇談会やミニ集会など、保護者との協議の場を設定して、児童・生徒の安全確保についての対応を共有、協力依頼をしています。また、学校運営協議会、これはコミュニティスクールの協議会になるんですけども、保護者や地域関係者の意見をお聞きしまして、あるいは協議をするなどしまして、家庭あるいは地域との連携を図るようにしています。

具体的な活動としましては、先ほども出たんですけども、登下校のスクールバスの見守り隊、また、そのほかのボランティア活動、こういったものを実施しております。

以上になります。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。学校帰りでの対策につきましては、やってくれていると思います。ありがとうございます。

町の広報もごさいますし、また、保護者ダイレクトの連絡によりましても考えてもらいまして、新年度の始まる時とか、新学期の始まる前とか、夏季休暇、夏休みの前とか、その辺、またよく文章を練っていただいて、保護者に周知をして、子供が急にいなくなっちゃうようなことがないように、ひとつまたよろしく願いをして、この質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

次に、地域応援券についてお聞きいたします。

ここにいる皆さん、町より国の交付金を活用しまして、町内で使うことのできる1万円券の地域応援券を頂いたいただけでございます。この状況についてお聞きするところでございますが、まずこの事業を行うについて、費用対効果を考えたと思います。地域応援券がまだ終わってはいませんが、来年の1月末まででございますが、もくろみどおりにいっているのか、状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） この地域応援券は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対して、生活支援と同時に、町内事業者の売上げを確保し、事業継続支援策として実施させていただいております。

今回の地域応援券では、協力いただける店舗の中から、応援券の使用区分を設けることにより、大規模の店舗だけでなく、地元の商店等にもしっかり使っていただけるような仕組みといたしました。

効果といたしましては、商品券購入者を特定とした前回のプレミアム付商品券とは違い、全町民に配布できたことにより、協力店舗数が増え、消費喚起が図れ、また、額面以上の購入が期待できることであります。

状況はということでございますけれども、現在ですけれども、8月31日を基準とした住民数7,753名で、12月1日現在、配布できた数は7,729名で、応援券の総額面額は1人1万円でございますので、7,729万円でございます。各店舗で利用された応援券は9万3,344枚、1枚500円でございますので、換金額は4,667万2,000円、利用率につきましては60.4%となっております。

以上でございます。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） コロナ関連で消費が落ちているというようなことで、それを喚起して、少し景気の支えをしようということがもくろみでございますけれども、使っても7,700万円ですからね。多いといえば多い、少ないといえば少ないですけれども、なかなかこれが功を奏するのかなというのが、ちょっと私も疑問というか、考えるところなんですけれども、一部の商店主に聞きますと、うちによく使ってくれるということで、喜んでおるとい話も聞いたこともございますが、余分に増えて買ってくれたのか、従来買うものを、ただその商品券に置き換えたのかということところがちょっと微妙なところでございます。とって、そんな無駄遣いでそんなに使うようなこともないし、言っちゃおかしいですけれども、そういう商店も本町にはだんだん減ってきてしまっておるといのが実情かと思ます。

そういうことで、商店主も、喜んでる商店主もいますから、効果はあったということで考えてよろしいかと思ますけれども、今お聞きしましたところ、まだ60.4%ということで、あと4割がまだ持っているということで、あと2か月ですかね、残りは。あと2か月中にこれをお使いいただかないと効力がなくなってしまうということですので、またこの辺、少し、やっているかしれませんが、防災無線等で周知をしているでしょう。よろしく願います。せっかくのやった事業ですからね。

参考までにもう一点お聞きするんですけれども、本町はいち早くこれをやったというふうに思っておりますが、近隣で同様の事業がされておるのか、予定があるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思ます。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 近隣自治体においてということでございますけれども、長生管内、同様の事業を実施している自治体につきましては、白子町で1人5,000円分の商品券を全住民へ配布しているというところでございます。

また、同様に一宮町も1人5,000円分の商品券を全住民に配布しているということで、長生管内につきましては、白子と一宮町の2つの自治体でございます。

なお、睦沢町につきましては、プレミアム付商品券を実施する予定であるということをお聞きしております。

以上でございます。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。睦沢町がプレミアムの商品券の予定であって、白子、一宮は既に実施ということによろしいですか、分かりました。

金額を聞きますと、本町の半分ということで、やっている。ということは、長柄町とか、長生村のほうはまだ検討かどうか分かりませんが、茂原市は大きいですからね、規模が大きくなって、ここまでやるのは大変だからやらないのかもしれないかもしれませんが、これが功を奏して商店主が喜んでくれればよいということでもあります。

状況をお聞きしました。ありがとうございました。

次に、巡回バスについてということで、耳にしたところによりますと、長柄町が約19年間続けてきた巡回バスをこの3月31日で終わりとして、要は見切りをつけたということをお聞きしました。

長柄町では、本町と同様でしょう、小湊バスに委託をしてこの事業を19年間続けてきたと。その結果、費用としましては、毎年約800万円の委託料がかかったようで、掛ける年数でいきますと、やめるまでに約1億2,000万円を拠出したと。収入がどのぐらいあったかも聞いていませんけれども、何がしかの収入はなくちゃいけないんですが、費用としては1億2,000万円はかけたことはかけた。利用者も減ってしまったので、清田町長としてもやむなく巡回バスを昨年度で廃止をし、その先の詳しいことはちょっとよく分かりませんが、路線バスの回数券とか、定期券とか、長柄町にはタクシー会社はありませんが、タクシーの補助か何か、そういうほうに移行していつているというような話を聞きました。

これは町長にお聞きするんですけども、私がかねてより赤字垂れ流しの巡回バスは速やかに見切りをつけて、本町は幸いにもタクシーが2社ございます。今もやっておりますが、さらにそちらに注力をしたほうがいいんじゃないかと。要は長柄町も言っていましたけれども、ドア・ツー・ドア、玄関から玄関まで運んでくれるというのは、多少お金がかかりますが、年配者、お年寄りが一番よろしいわけで、バス停まで歩いていくこと自体がもう大変なことになってしまうのであります。こういうことをいつも言っているのは私だけでございますが、ここでそういう長柄町の例も考えながら、町長のご意見をお聞きしようと思っておりますが、間もなく私が委員であります地域公共交通活性化協議会というのがまたこの12月に、今月は開催されます。そこで、前に言っていますから、言おうとは思いませんけれども、また状況によっては少しまた発言もありますが、さておいて、町長がこの長柄町に関しての感想をどう持っているかで結構ですので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これについては、事務方のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

この巡回バスについては、今般のコロナウイルス感染症による外出の自粛要請等の影響もありまして、利用者数の減少を見ているところでございます。

しかしながら、いわゆる団塊の世代が後期高齢者と定義される年齢を迎えまして、社会的には免許返納の風潮も高まりを見せているような状況も鑑みますと、この巡回バスに限らず、真に必要な移動手段、サービス、そういったものが重要視されてくるものと思料されます。

今、加藤議員がおっしゃったとおり、近隣市町村においては、巡回バス事業についての継続廃止、それはおのおの、各市町村の実情に応じての対応となっております。

このまさしく人口減少時代の今、この本事業につきましても、まさに転換点を迎えているのかなというふうに思っております。

この本事業の根拠でございます地域公共交通網形成計画につきましては、令和3年度末で計画期間を終えて、次期の計画策定に向けて動き出しているところでございます。

損益的な観点、あるいは福祉的な観点、双方からこの問題を捉え、あるいは他市町村の今おっしゃった事例、あるいは利用者の声、また、今おっしゃった地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会、そういったものを通じまして、慎重に次期計画の策定に、これらを踏まえて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 町長の答弁ということで、お受けをしておきます。

毎日、誰も乗っていないバスと擦れ違う機会があるわけですが、ちょっと見ていて忍びないなというところがあるわけで、私が言ったからどうこうという問題ではないのかもしれませんが、今お聞きしたところによりますと、令和3年の見直しがまた来るということで、先になります、その辺も十分にお考えいただき、町民の意見も聞いていただいて、ドア・ツー・ドアのタクシーに力を注いだほうがいいんじゃないかと思っておりますので、また十分ご検討いただくということで、この質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

引き続きまして、最後になります、コロナに関する町の状況ということでございます。冒頭でも触れましたけれども、今回の新型コロナウイルスは、たちの悪い病気でありまして、前にも言いましたが、症状が出ないうちにほかの人に感染していくと。これが一番厄介なことでありまして、すぐ罹患して熱でも出ればすぐ休めばいいんですけども、何日もその人たちが歩く、特に若い人たちが歩くということで、いろいろな国の施策の事業もやめたほうがいいのかというような意見も有識者の間では出始めておりますが、なかなかこの辺が、結論が出てこないということでもあります。

別の話になりますけれども、さっきのとおり、外国人が非常に11月からも多く入国してきておるということで、入国時に対する検査の体制がどうなのかなど。また、出国時の検査の状況、信頼性のあるデータを持ってきているのかとかいう情報もいろいろあります。

国に対して、入国審査を厳しくしてくれということを議会として意見書を出してもいいんじゃないかなという気もします。参考までに11月末の入国者の陽性者は累計で313人いるということで、そのまま野放しになっていないとは思いますが、結構自由に動き回って、歩いて出ていってしまうということがあると思います。

さっき話で、本町ではそんなに、若干名の罹患者、陽性者がおりましたが、その後は確認されていないので、田舎でよかったなという不幸中の幸いということでございますが、1つ目の問いは、1人でも何人でもいいんですが、家族、その家全体が罹患してしまった、陽性になっちゃったんだということで、外に出られない、買物に行けないというようなことがもしあった場合、その人たちは水を飲んで何日かもったとしても、何か食べなくちゃいけないわけですから、食料が必要になるということでございます。そこで、このような場合、町に何かそういう罹患者に対する食料の支援体制等というのはあるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ただいま加藤議員さんからご質問のありました、自宅待機になった場合の食料支援とはということでございますが、この件につきましては、既にご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によりまして、県のほうが実施をしております。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、県から市町村に性別や年代、職業、発症日等のみが情報提供

されておりまして、その他の個人情報につきましては情報提供されておりません。したがって、町内で感染者が発生した場合、町は感染症の特定ができないということで、食料支援等の直接的な支援のほうは町としてはできない状況になってございます。

なお、長生保健所に感染者や濃厚接触者の自宅待機期間中の支援につきまして確認をしたところ、支援につきましては、その方の家族ですとか友人から支援を皆さん受けていますよということで、現在のところ、県への支援の要望もなく、県でも具体的な支援策もないという回答でございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 県から市町村への情報は基本的にはないと。ということは、町も県のホームページ等で長南町1名ということが出たりしたことがありますけれども、基本的には誰かは知らないんだということですね。知らないということであれば、それから考えれば、町も支援するすべはないよと、できないんだよと。分からないからできないんだよという論理ですかね。

今お聞きしたら、保健所や県に確認をしてくれたということでもあります。報道によりますと、自宅待機とかホテル待機、ホテルでの隔離者は保健所が訪問するか電話か何か、毎日チェックを入れているんだという話はニュースで聞きまして、恐らく家でいる人も定期的に保健所からどうですかとか、あるんだと思います。

それはいいですけども、問題は食料だったんですが、大丈夫だよということでもありますので、この辺、またよく詰めていただいて、県保健所に、町は何もしないだけけれども、そちらでちゃんと食料についての補給を頼むよと念を押していただきたいということで、ひとつよろしくお願ひいたします。

次の分なんですけど、今この病気の検査は通常PCRと言っている検査でありますけど、一部ほかの議会で調べてみたんですけども、千葉県ではこのPCR検査を実施するに当たり、集中的に実施する機関として、地域外来検査センター委託事業というのがあるということをごらんと耳にしたわけです。その後、これが動いているのかどうか分からないので、この辺の内容と、それを含めた長生郡市内の内容はどのようになっているのかお聞かせ願ひしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、現在のPCR検査体制の状況と、長生管内の状況ということでお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の疑いのある方を対象とする行政検査としましてのPCR検査の検査体制につきましては、まずこのコロナが始まった頃、年度当初の感染症拡大期の相談窓口は、各地域の保健所が窓口となっておりました帰国者・接触者相談センターにまずは相談をしていただき、そこで感染の疑いがあると判断された場合は、PCR検査が可能な医療機関に案内され、検査が実施をされておりました。

次に、先ほど加藤議員もおっしゃいました地域外来・検査センターにつきましてなんですけれども、こちらは非常事態宣言発出後に、感染者の増加に伴いまして、県との委託によりまして、地域の医療機関等が運営する地域外来・検査センターの設置が進みましたが、当長生地域につきましては、現在まで残念ながら設置には至っておりません。

最後に、現在の対応状況としまして、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行に備えました対応ということで、幅広く相談が受けられる体制を整えるため、千葉県が発熱患者等の相談体制の整備を行いました。

現在の長生管内の相談体制といたしましては、まずはかかりつけ医や地域の身近な医療機関にまず電話相談をしていただき、その電話相談をしていただいた医療機関がPCR検査の実施が可能であれば、その医療機関で検査をしていただきます。その医療機関が検査を実施していない場合ですとか、かかりつけ医等がない場合は、保健所に相談をしていただき、そこから検査が可能な医療機関を案内してもらうこととなります。

なお、12月1日の区長配布時におきまして、発熱患者等の相談、診療、検査の流れという現在の長生管内の相談体制を記載しましたリーフレットを毎戸で配布を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今の状況で、郡内及び房総のほうはほとんど罹患者がいないということで、喜ばしい限りでございます。

そういうことで、さっきお聞きした地域外来検査センターは進めていないというのが現状ですかね。これはできないほうがよろしいぐらいなので、よろしいかと思います。

私も不勉強ですが、リーフレットで区長通知から行っているということで、またこの辺はよく見て、もしもの場合は先ほどの課長の説明をいただいた方向で検査へ行くということで、大体概要が分かりました。ありがとうございました。

最後ですけれども、学校関係、去年の冬からずっと影響を受けておるわけで、もうすぐ今年度が終わります。今回の質問として、今後の見込みを来年度もひっくるめて、どのように学校は進めていくのかということで、最後の質問とします。よろしくお願ひします。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、ご質問に回答させていただきます。

4月、5月の長期の臨時休業によりまして、学校のほうが授業ができなかったため、その対応ということで、中学校は分散登校を実施し、あるいは学校再開後は平常の授業を7時間行いました。小学校は通常どおりの時間割ですが、特に継続性のある教科、国語、算数、理科、社会、そして英語を中心に行いました。また、小・中学校とも夏季休業日を短縮し、授業のほうを実施、現在もコロナの状況を踏まえ、授業を先取りして進めています。

現状では、中学校、小学校とも教科の指導計画で学習すべき内容は終了しています。来年度につきましては、今年度の学習内容が終了しますので、通常の授業計画で実施できる予定でいます。

また、コロナによる変更を想定して、プリント等による家庭学習の準備、長期休業の過ごし方の指導等、児童・生徒の学習の保障をしていきたいというふうに考えています。

以上になります。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

確認ですが、今の主幹の話でありますと、3学期分はもう既に終わっているということによろしいんですか。

○副議長（岩瀬康陽君） 答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 3学期分についてはまだ終わっていません。今、この段階の授業計画における学習内容については全て終わっていると。それで少し先取りをして進めていますので、3学期もある程度余裕を持って終わる、現在の状況ではその予定でいます。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） すみませんでした。そうですね、3学期分が終わっちゃったらあとが大変ですからね。2学期分はほぼ終わって、また3学期もなるべく早く進めて、何かあっても対応できるようにしていきたいということだと思います。大変でございますけれども、またこれは先が見えないことから、また次年度も大きな、小さな影響があると思います。その辺学校も大変ですが、教えなくちゃいけないことがあるでしょうから、ひとつよろしく願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（岩瀬康陽君） これで、10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては3時10分を予定しております。

（午後 2時55分）

○副議長（岩瀬康陽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◇ 和田和夫君

○副議長（岩瀬康陽君） 次に、12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。日本共産党の和田和夫です。

最初に、学校施設等の水道の蛇口について伺います。

小学校、中学校、保育所の水道の蛇口をレバー式またはセンサー方式にすることについてであります。

新型コロナウイルスの感染を防ぐために、国は手洗いの励行などを呼びかけています。学校、保育所の手洗い場にある水道の蛇口の多くは手回し式で、直接触れなければならず、手洗い後に蛇口を触る際にウイルスが付着するのではないかと懸念もあります。手でひねる手回し式から、レバーまたはセンサー式にすることで、肘や手の甲で操作できるようになって、手洗い後にウイルスがつくことを防ぐことができます。

現在、小学校、中学校、保育所の水道の蛇口はどのようになっていますか、お答えください。

また、新型コロナウイルス感染を減らすために、水道の蛇口を手回し式からレバーまたはセンサー方式にしたらどうでしょうか。お答えください。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 和田議員からの、手回し式からレバー式またはセンサー式したらどうですかというので、学校教育課からまずお答えさせていただきます。

現在、小・中学校の手洗い流しの蛇口は手回し式となっております。感染症対策について、小・中学校におけるレバー式については以前お話をさせていただいた経緯があり、当時、小学校長から現状の手回し式でお願いしたい旨の回答をいただきました。理由としては、児童の発達段階を考慮すると、調整機能を持った手回し式がよいとのことでした。小・中学校同敷地内のこともあることから、現状の手回し式とさせていただいたところであります。

なお、センサー式につきましては、小学校及び中学校教室棟並びに体育館のトイレ内手洗い場においては全てセンサー式となっております。

以上でございます。

○副議長（岩瀬康陽君） 福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 保育所での蛇口の関係でご説明させていただきたいと思います。

保育所の水道の蛇口は全て手回し式となっております。そのこともありまして、毎日3回の消毒作業を行っております。

保育所の子供たちが手回し式の蛇口を使うことは、手や指の運動にもなりますし、1歳児クラスは保育士と一緒に水道の蛇口を回す練習をしております。このようなことから、水道の蛇口は現在の手回し式と保育所ではさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○副議長（岩瀬康陽君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 水道の蛇口を、センサーまたはレバー式に替えていくことの、そういう時代が来ると私は確信しております。

次に、2つ目の質問に移ります。介護についてです。

1番目は、介護従事者に慰労金の支給をすることです。

コロナ禍は、地域の第一線で高齢者の生活を支える介護の重要性とその担い手の処遇、社会的地位の低さを認識させました。感染リスクを抱えながら、利用者の生活を必死に支えている介護従事者の奮闘を後押しすると同時に、今後の感染拡大長期化への備えにもつながります。ステイホームの要請は、ヘルパーが在宅生活を支える最後のとりでとなることを求めています。ヘルパーをはじめ全ての介護従事者を対象に、少なくとも全ての産業平均の水準までに給与を引き上げることが必要と考えます。

新型コロナウイルスの感染リスクにさらされ、心身ともに負担がかかる中で、介護サービスを提供し、高齢者の日常を支えていただいている介護従事者に慰労金を支給してはどうでしょうか。お答えください。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、今、和田議員さんの質問にありました介護従事者への慰労金の支給ということですが、今回の一般会計補正予算におきまして、地方創生臨時交付金を活用いたしまして対応させていただくところでございます。

従事者職員数265人分を予算計上いたしまして、1人2万円の慰労金を支給しようとするものでございます。

よろしくお願いたします。

○副議長（岩瀬康陽君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この慰労金の配付は事業所ごとなのかどうかお答えください。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） この従事者265人分の支給方法といたしましては、まず支給要件が、国の厚労省の新型コロナ緊急包括支援交付金の要綱に準じておりまして、従事期間が令和2年1月30日から6月30日までの期間に施設で通算して10日以上勤務しているというような要件を厚労省が出しております。そのようなことから、私どもが交付金を支給するには、まずは施設、長南町にあります事業所に、対象者は何人でしょうかというようなことでお尋ねもさせていただき中で、職員一人一人に2万円が行き渡るようにさせていただきたいと思っております。

またなおかつ、1月から6月までの期間でしたから、退職をされたような方もいらっしゃるかとも思います。そういう方には、直接申出をしていただきまして、この地方創生臨時交付金の活用をして、皆さんに行き渡るように交付させていただきたいと思っております。

○副議長（岩瀬康陽君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 2つ目の質問に移ります。

低所得者への負担増になる補足給付の見直しの中止を求めよう、国に求めるお願をしたいと思っております。

補足給付は、2003年の改正で、施設サービスの食費、居住費が受給者の全額負担に見直されたときに、住民税非課税の世帯を軽減するために新設されました。今、給付費の4%が使われています。

2019年社会保障介護保険部会に提出された厚生労働省の資料では、収入条件の第3段階を2つに分けて、本人の収入が120万円強の場合は食費を増額、預貯金が独り暮らしで1,000万円程度、収入区分が第2段階で650万円、第3段階は550万円以下となって、さらに第3段階以下は500万円と、さらに補足給付の対象を絞り込むことが示されています。

所得要件、資産要件見直しで、利用者、家族の負担が拡大することは確実です。補足給付の減額が実施された2015年8月以降、食費、居住費が負担できないだけに、施設サービスを中止し、介護を利用している住民も見られます。ほかの利用者負担額の見直しも同様ですが、実施後の検証実施はされていません。

施設サービスの中で唯一の生活施設である特別養護老人ホームは待機者が50万人もいましたが、2004年の改正で介護度が3から5という見直しがあり、数字上では待機者が半減しました。補足給付のさらなる見直しによって、負担増に耐えられない利用者が限界を超えて在宅に戻ることが懸念されておりますので、低所得者に負担になる補足給付の見直しの中止を国に求めるよう提案するものです。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 補足給付の見直しというようなことでお話がありました。介護保険施設サービスでの居住費や食費につきましては、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、利用者本人の負担を原則としておるところでございますが、低所得者の方に対しては、所得に応じた自己負担の上限を設けておりまして、

この上限を超えた分については、介護保険において費用負担をしているところでございます。

この負担限度額分のうち第3段階につきましては、本人の年金収入等が120万円以下と、120万円を超えた区分に細分化されていきます。また、さらに預貯金等の条件が第2段階では650万円に、第3段階の年金収入等が120万円以下の場合は550万円に、120万円を超えた場合には500万円に改正されておりまして、第8期計画から施行されるところでございます。

この改正においては、所得段階間の均衡が図られ、また所得や資産保有状況から、本人の年金収入で施設入所することができる水準とされた、能力に応じた負担を求めることとありますので、ご理解いただきたいと存じます。

今後は、多床室の室料負担の見直しが検討されてまいります。所得区分の見直しにより、利用者の負担能力を考慮すること、また一方で在宅と施設の公平性を図ること。このような観点から、引き続き国では検討がされてまいりますので、意見交換の場などにおきましては、低所得者に配慮していただけるようお願いをしております。よろしく申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） やはり在宅介護の人たちは、これ以上の負担に耐え切れない、そういう思いですので、国にさらなる国庫負担の限度額の引上げをお願いしたいと思います。

3番目に、3年に1度の改定となる2021年度の介護保険料改定の見込みについてお答えください。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 第8期の介護保険料の見込みはどうかというようなお話につきまして答えさせていただきますが、介護保険制度においては、創設から20年が経過し、サービス利用者は創設当時の2倍を超えておりまして、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しております。

今年度は3年に1度の介護保険事業計画第8期の策定年度となりまして、現在策定の準備を進めております。

その中でも、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えまして、また介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような生活支援、また高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加など、介護サービス需要はさらに増加し多様化することが想定されておりますので、国の制度改正や、地域の実情に対応した計画内容が求められているところでございます。

ところで、第7期の介護保険事業計画に基づく保険給付費につきましては、3年間の合計といたしましては、おおむね計画どおりに推移しておりまして、平成30年度及び令和元年度は計画値を下回っておりました。本年度におきましては、先ほど介護保険の補正予算で給付費の説明をさせていただきましたが、給付費が伸びておりますことから、計画値を上回る見込みでございます。11月末の利用までの給付費は6億7,912万円でございます。1か月当たり換算しますと8,489万円となりまして、前年度と比較いたしますと727万円の増でございますので、今年度は基金の取崩しをしなければならない状況となっております。

このようなことから、第8期計画における介護認定者数や介護サービス給付費の伸びを見据えて、介護保険料を見込む考えでございます。よろしく申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） では、介護者のそれぞれの利用度は増えていると、そういうような中で値上げについて考えざるを得ないのかなと思いますけれども、やはり国の負担を求めて最低限の保障として国が補填するよう求めていきたいと思います。

次に、3番目の政策決定に町民の声を取り入れることについてであります。

1つ目は、非接触型体温計についてであります。

町は体温計を配布し、商品券を届けて活性化を行っているとの評価もされています。私たち議員も、町民の希望に積極的には応えているつもりです。しかし、町民からは、この体温計の購入価格が1万5,400円と高額になっている、どうしてあんなに高いものを配るのか、うちでは要らない、どうしたらいいのでしょうか、また、税金の無駄遣いではないのかと。そして、インターネットで探すと半分くらいの値段で購入できるのに、そういう声が寄せられています。

このような声は町にはどのような形で届けられているのでしょうか。また、あわせて、非接触型体温計について、町民に対して広報10月号は、非接触型体温計を各家庭に配付しますとありますが、なぜ高い体温計にしたのか。その性能について説明が不足していたと思います。

医療機器として承認を受けている、管理医療機器ツールとして流通していないなど、詳細に町民に知らせて理解をしてもらうべきだったと思いますがどうでしょうか。お答えください。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ただいまの和田議員さんの非接触型体温計についてということの、高かったんではないかですとか、説明をもう少し書くべきだったのではないかということに関しまして、答弁をさせていただきます。

非接触赤外線体温計につきましては、10月18日までに各世帯へ配布のほうを実施したところですが。配布後に住民の方からは、町には電話やお手紙、ファクス等によりお礼の連絡をいただいております、今日も毎日本体温計を使っているよ、ありがとうという電話が入ったというお話を聞きました。ですから、逆にうちでは要らないですとか、何で配ったのかなどという苦情の連絡は町では受けてはおりません。

また、広報10月号での非接触赤外線体温計配布についての記事に、体温計の性能についての記載もしたほうがよかったのではないかとのことなんですけれども、町といたしましては、国の示します新しい生活様式の中の毎朝の検温というものを住民の方へ習慣をつけていただくというためのツールとして体温計の配布を行ったものでありまして、あくまでも住民の方の体調管理を主としております。体温計の性能につきましては、それに付随するものでありまして、町が購入し住民に配布するものとして、その性能とか保障等は当然担保されていてしかるべきものだということの判断で、広報への詳細な記載は見送らせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 町の庁舎などの建設について、もっと町民の皆さんの声を取り入れるという提言でございませう。

役場、公民館の建設などについて、町民にとって必要なものは、町民に対して意見を求めることが必要と思われる。

これまで、庁舎建設など、どこに建てるか、また、内部の構造なども大体決まってから町民に知らされ、このような仕方を改めて、町民に求めることによって、町民との信頼関係が深まると思います。

町民の意見を取り入れることについて考えを伺います。

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 町民の声を取り入れる考えはなかったのかということでございますが、庁舎につきましては、その建設位置をまちづくり委員会に諮問し、ワーキンググループにおける協議結果を受け、本年4月に保健センター西側が望ましいという答申をいただきました。そして、現在その建設に係ります実施設計を進めておりますが、1階、2階の機能、また配置等につきましては、現在の庁舎と変わらないことから、町民の皆さんからの意見を求めることについては考えておりませんでした。

しかしながら、ユニバーサルデザイン、全ての方のためのデザイン、また、防災拠点、災害時の分散電源など、新たに計画しております機能につきましては、今後お知らせしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 私たちが視察をしたそれぞれの庁舎もいろんな特徴がありました。特に住民ホールの在り方について、いろいろな特徴がありますから、そういうのも調べて参考にさせていただくようお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○副議長（岩瀬康陽君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時38分)